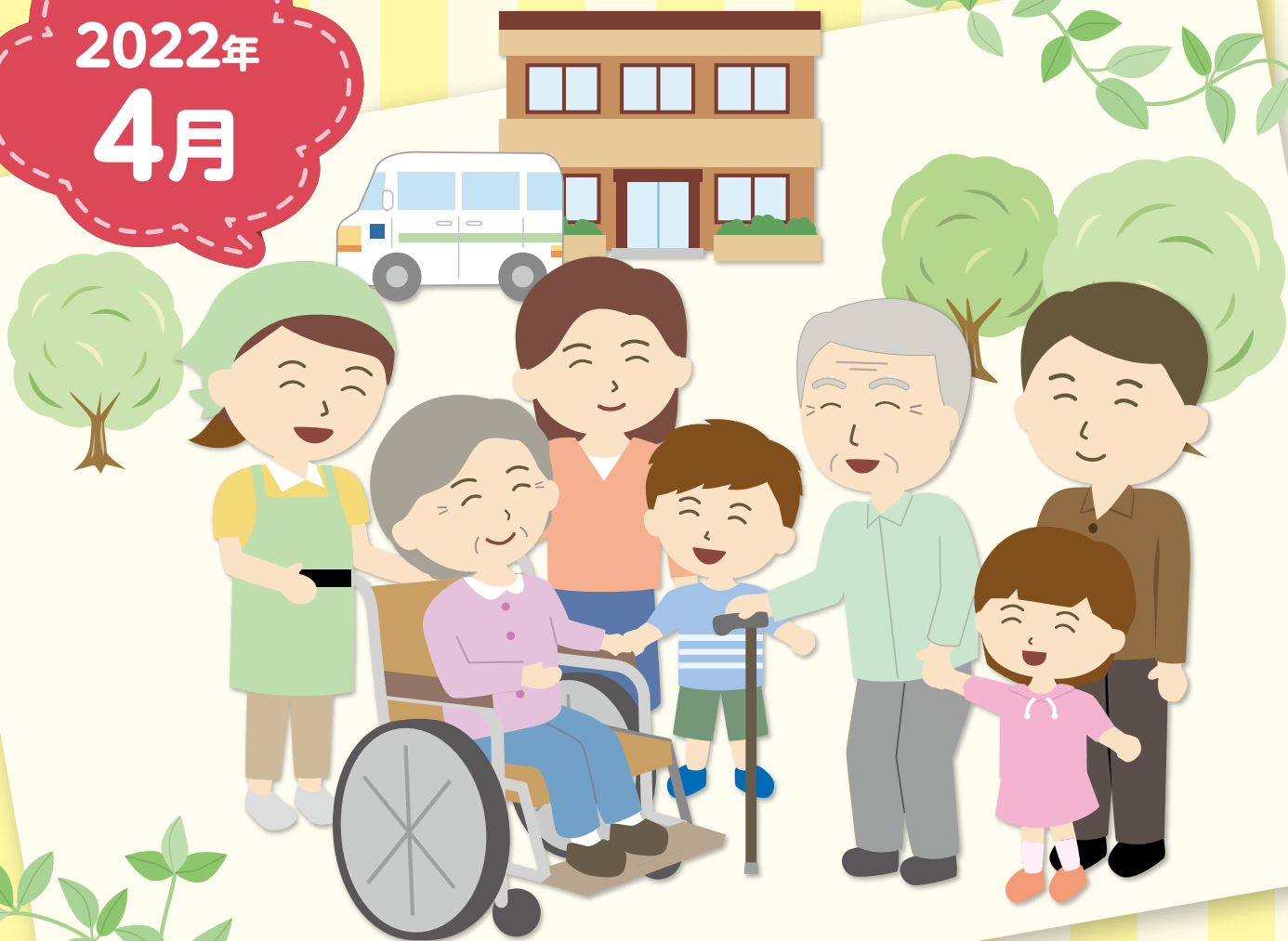


みんなで支え合う

# 介護保険

2022年  
4月



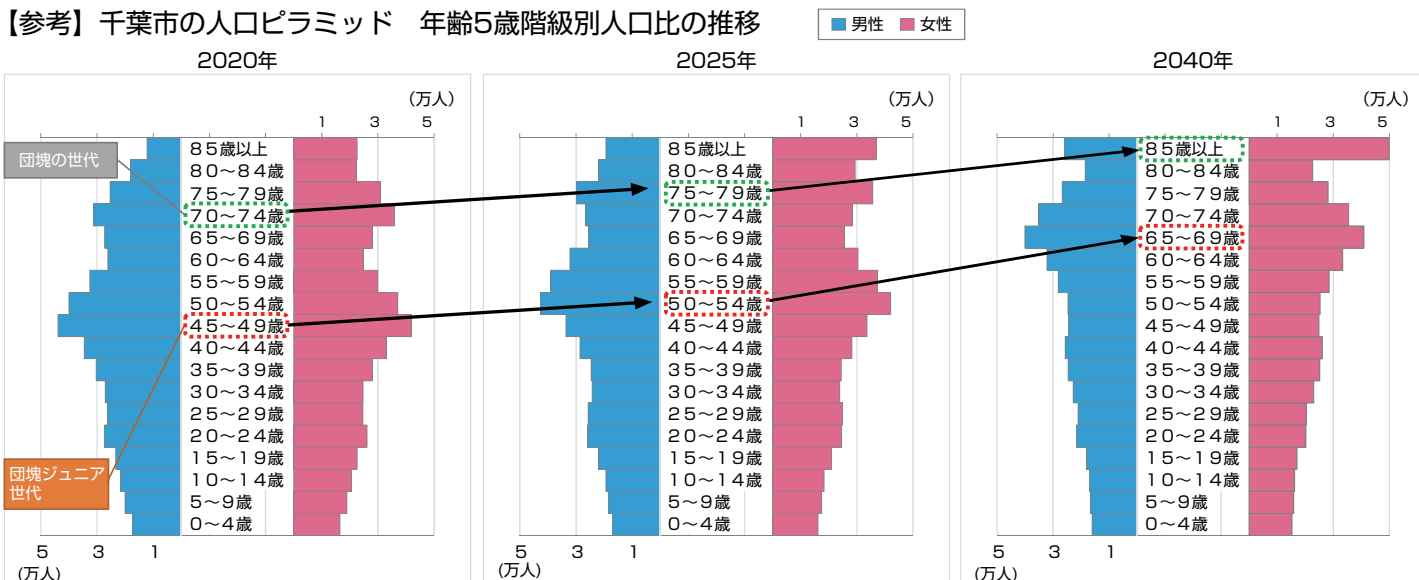
CHIBA CITY

千葉市

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ● 介護保険制度のしくみ                       | 1  |
| ● 千葉市の介護保険制度の状況                    | 2  |
| ● 介護保険に加入する方／介護保険被保険者証             | 3  |
| ● 介護給付・予防給付・総合事業の利用までのフロー図         | 4  |
| ● 介護サービスを利用するには(申請手続きと認定について)      | 6  |
| ● 要介護1～5と認定された方は(サービス利用開始までの手続き)   | 8  |
| ● 要支援1・2と認定された方などは(サービス利用開始までの手続き) | 10 |
| ● 介護保険で利用できるサービス(居宅サービス)           | 12 |
| ● 介護保険で利用できるサービス(施設サービス)           | 17 |
| ● 介護保険で利用できるサービス(地域密着型サービス)        | 17 |
| ● 介護サービスを利用したときの費用                 | 20 |
| ● 契約を結ぶときの注意点やサービスに対する苦情相談窓口       | 25 |
| ● 介護予防・日常生活支援総合事業                  | 26 |
| ● その他の地域支援事業                       | 28 |
| ● 千葉市あんしんケアセンター                    | 29 |
| ● 介護保険の保険料                         | 33 |

【参考】千葉市の人口ピラミッド 年齢5歳階級別人口比の推移



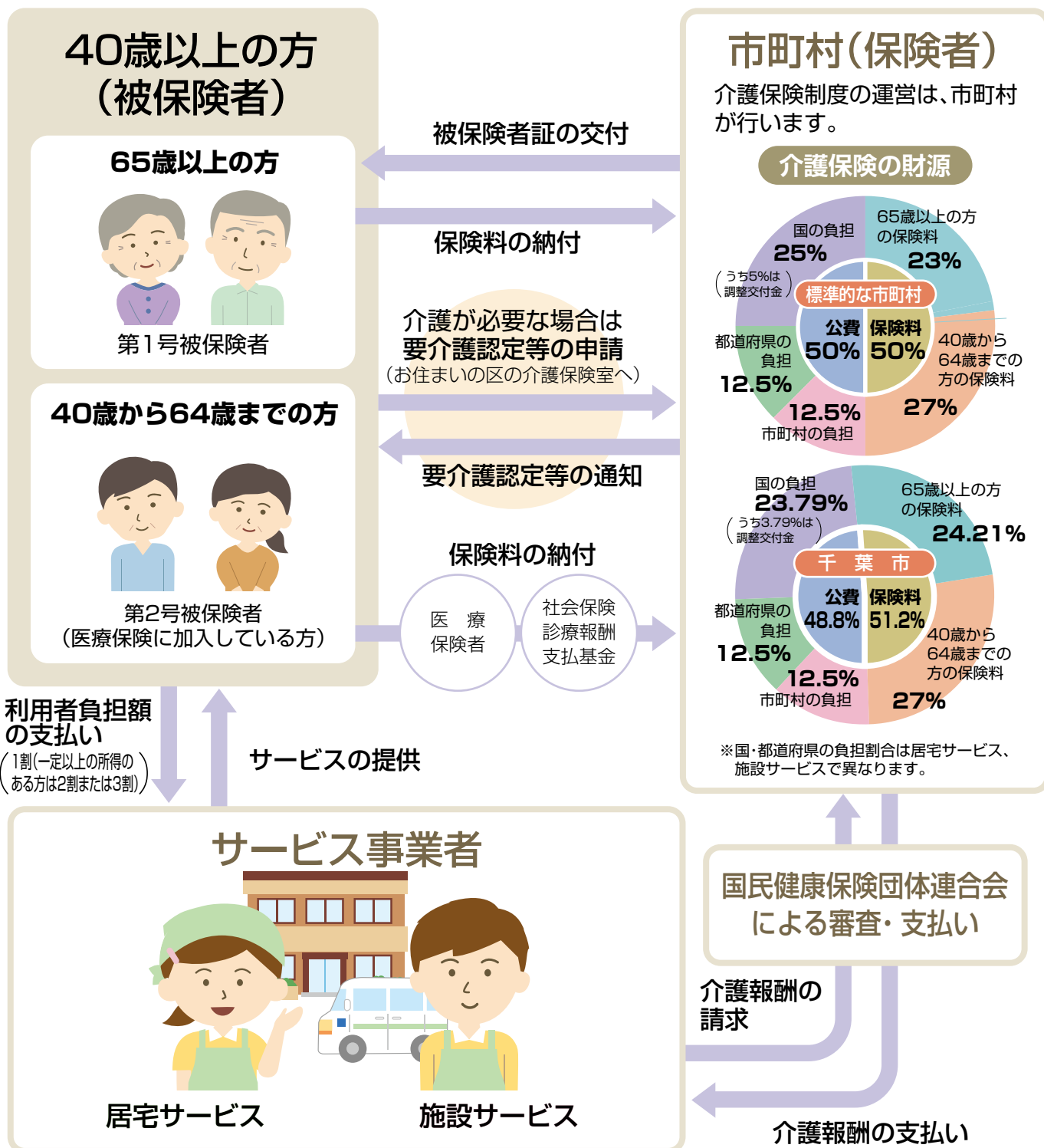
※ 2020年度は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

※ 2025年度、2040年度は2015年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

# 介護保険制度のしくみ

介護保険は、各市町村(保険者)が運営します。運営に必要な経費の50%が40歳以上の方(被保険者)の保険料で、残り50%が国や都道府県、市区町村が負担する公費で賄われます。

被保険者が介護サービスを利用するには、事前に認定を受ける必要があります。サービスを利用した場合は、費用の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)を負担します。



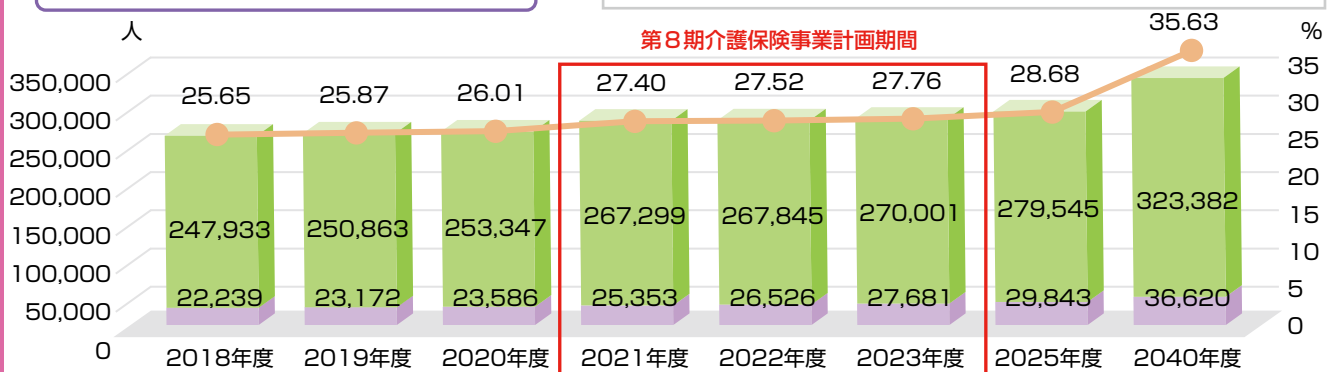
# 千葉市の介護保険制度の状況

現在、千葉市では、4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

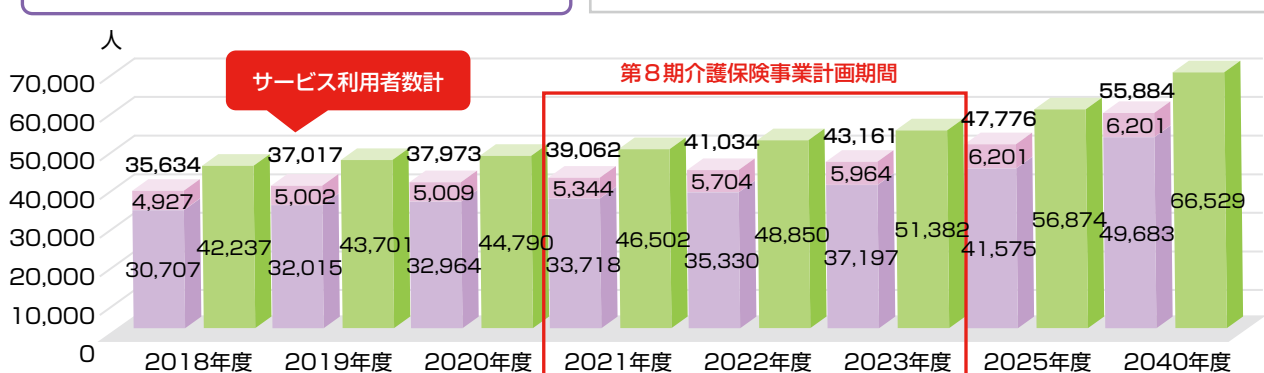
今後、2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、さらに高齢化が進展することが見込まれています。それに伴い、支援や介護が必要となる方や、サービスを利用する方が増え、介護給付費等も増加していきます。

限りある財源の中で、多様な介護サービスの確保を進め、高齢者の自立した生活を支援していく「地域包括ケアシステム」(P29)の構築を推進するために、2021年度から2023年度の3年間で「第8期介護保険事業計画」として定め、計画に基づいた保険料の設定・サービスの整備、そして安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

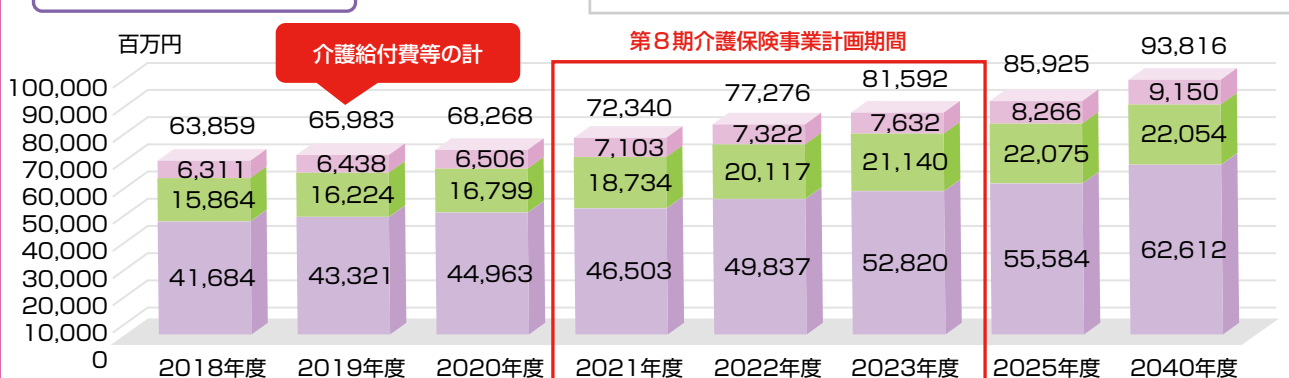
第1号被保険者数・認知症高齢者数



要介護認定者数とサービス利用者数の推移



介護給付費等の推移



# 介護保険に加入する方

65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの健康保険、共済組合、国民健康保険などの医療保険に加入している方(第2号被保険者)です。

## 65歳以上の方 (第1号被保険者)



- 被保険者証の交付  
新たに65歳になる方に、誕生月の前月に郵送。
- 介護サービスを利用できるのは  
介護が必要であると認定された方

## 40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)



- 被保険者証の交付  
要介護認定等を受けた方に郵送。
- 介護サービスを利用できるのは  
老化が原因とされる病気(特定疾病)\*により、介護が必要であると認定された方

40歳から64歳までの(第2号被保険者)について

## ※老化が原因とされる病気(特定疾病)

- |             |                                   |                              |
|-------------|-----------------------------------|------------------------------|
| ①がん※1       | ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症<br>及びパーキンソン病 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症    |
| ②関節リウマチ     | ⑧脊髄小脳変性症                          | ⑬脳血管疾患(外傷によるものを除く)           |
| ③筋萎縮性側索硬化症  | ⑨脊柱管狭窄症                           | ⑭閉塞性動脈硬化症                    |
| ④後縦靱帯骨化症    | ⑩早老症                              | ⑮慢性閉塞性肺疾患                    |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症  | ⑪多系統萎縮症                           | ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ⑥初老期における認知症 |                                   |                              |

※1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

# 介護保険被保険者証(緑色)

## ●被保険者証はこんなときに必要になります

被保険者証は、要介護認定等の申請や介護サービスを利用するときなどに提示してください。

### 要介護認定等の申請

介護が必要となり、申請をするとき

(※ 紛失された方はお申し出ください)

### 居宅サービス計画などの作成

居宅介護支援事業者や千葉市あんしんケアセンターなどに計画作成を依頼するとき、居宅サービス計画などの作成依頼届出書を提出するとき

### 介護サービスの利用

居宅サービスや施設サービスなどを利用するとき

## ●被保険者証の記載内容

介護保険の被保険者番号や、要介護認定の結果など介護サービスを利用するための大切な情報が記載されています。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないかを確認してください。

6 利用できるサービスの指定がある場合は、そのサービス以外の給付は受けられません。

- 1 認定された要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5、事業対象者)
- 2 本市が認定した年月日、又は基本チェックリスト実施日
- 3 認定の有効期間は原則として6か月(更新認定の有効期間は原則として12か月)
- 4 居宅サービスなどを1か月に利用できる上限額→P21へ
- 5 個別のサービスの上限が設定されます(現在、本市は設定していません)。

- 7 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載されます。
- 8 居宅サービス計画などの作成を依頼する居宅介護支援事業者名などが記載されます。自分で作成する場合は「自己作成等」と記載されます。
- 9 施設サービスを利用する場合に、介護保険施設などで名称や入退所年月日が記載されます。

# 介護給付・予防給付・総合事業の

相談受付（あんしんケアセンター・保健福祉センター）

お困りの内容や必要なサービス等を伺います。

## 施設サービス

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設等の施設入所を希望

## 居宅サービス等

- ヘルパーサービス
- デイサービス
- 訪問看護
- 訪問入浴
- ショートステイ
- 福祉用具（貸与・購入）
- 住宅改修 等のサービスを利用したい

## 地域密着型サービス等

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等のサービスを利用したい

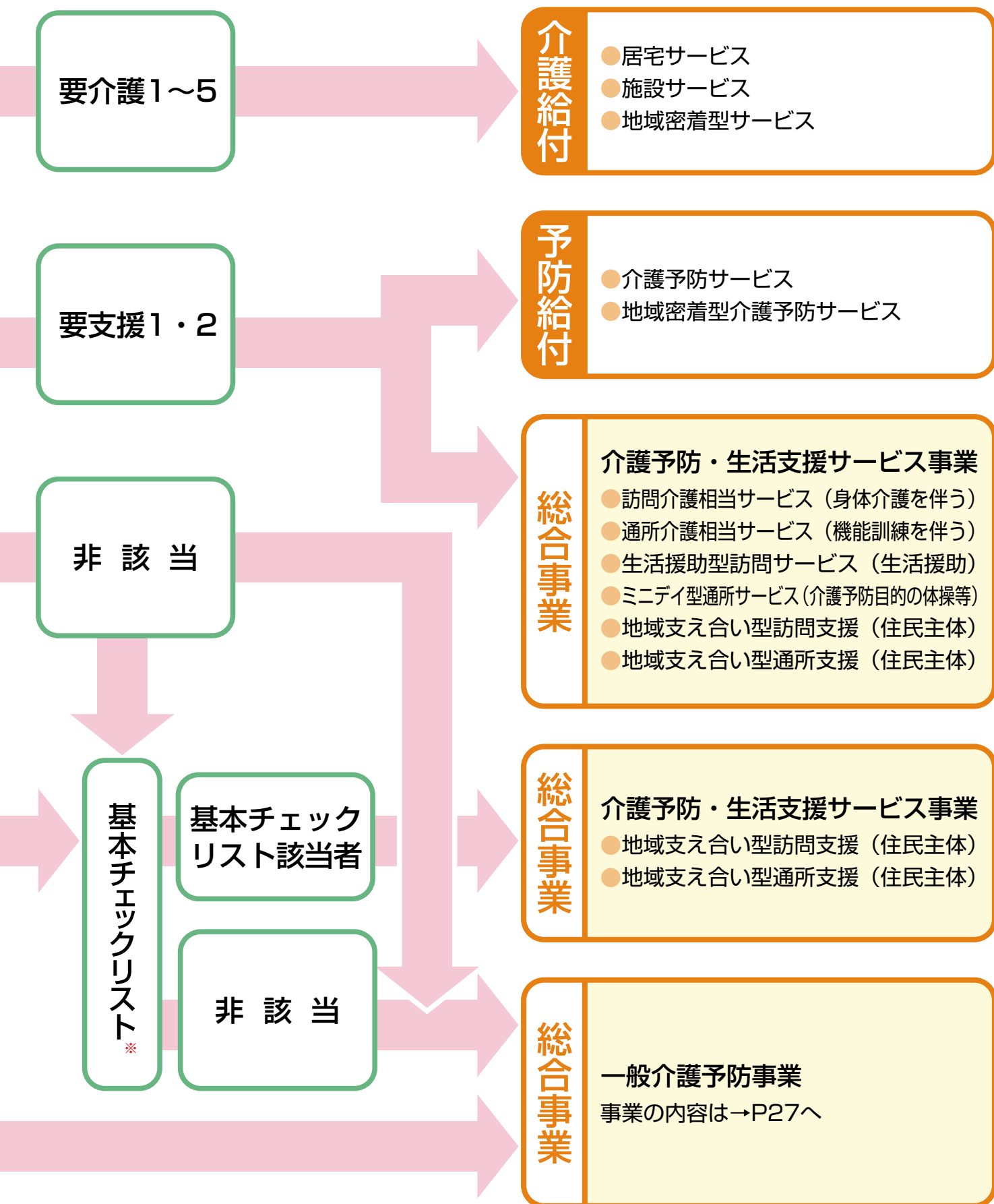
- 地域住民等が担い手となるサービス（訪問・通所）を利用したい

地域の健康づくりの活動・講座や体操の教室等に通いたい

要介護認定申請（保健福祉センター）

※基本チェックリストは、原則としてあんしんケアセンターで行います。

# 利用までのフロー図



# 介護サービスを利用するには(申請)

介護サービスを利用するには、申請を行い、認定を受ける必要があります。  
要介護認定等の申請は、お住まいの区の介護保険室で受け付けています。

## 申 請

### 介護が必要となったら



区の介護保険室に申請します。

介護を必要とする本人やその家族などが、お住まいの区の介護保険室に要介護認定等の申請をします。

※居宅介護支援事業者や介護保険施設、千葉市あんしんケアセンターに申請を代行してもらうこともできます。

#### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書  
(区の介護保険室にあります。千葉市のホームページからも入手できます。URL巻末参照)
- 介護保険被保険者証(65歳以上の方)
- 医療保険被保険者証(40歳から64歳までの方)

## 要介護認定

### 訪問調査



申請後、調査員(資格を有する者)が申請者の自宅や施設を訪問し、心身の状況など国で決められた調査を行います。

### 主治医の意見書

区の介護保険室から、申請書に記載の主治医に対し、意見書(受療状況等)の作成を依頼します。申請後に主治医に受診される場合等には、「主治医意見書予診票※」を記入し、すみやかに主治医へ提出をお願いします。

※予診票は意見書の記載内容の充実等につながります。  
予診票については、申請時にお申し出ください。

### 審査・判定



介護認定審査会  
(保健・医療・福祉の学識経験者)

訪問調査の結果と意見書の一部を入力し、コンピュータで判定した一次判定結果、調査情報、主治医の意見書をもとに審査・判定(二次判定)します。

## 要介護認定等の更新

認定には有効期間があります。引き続き介護サービスを利用したい(する)場合は、更新申請が必要です。申請は、有効期間満了の60日前から手続きができます。有効期間については、介護保険被保険者証をご確認ください。

## 要介護状態区分の変更等

認定の有効期間中に心身の状況や介護の必要の程度が変わった場合は、要介護状態区分の変更申請等ができます。

# 手続きと認定について)

## 認定

要介護状態区分が認定されます。

| 要介護状態区分 | 身体の状態(例)                                |
|---------|-----------------------------------------|
| 要支援1    | 日常生活においてほぼ自分で行うことが可能であるが、何らかの支援が必要となる状態 |
| 要支援2    | 上記のほか、日常生活動作に低下がみられ、何らかの支援が必要となる状態      |
| 要介護1    | 日常生活動作や認知機能の低下によって、部分的な介護が必要となる状態       |
| 要介護2    | 日常生活動作や認知機能の低下によって、より介護が必要となる状態         |
| 要介護3    | 日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態                |
| 要介護4    | 介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態                 |
| 要介護5    | 介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能となる状態              |

非該当(自立)

## 認定通知



原則として申請から30日以内に、区の介護保険室から認定結果が通知されます。

審査請求

## 介護保険審査会

認定結果に不服がある場合は、結果を知った日の翌日から3か月以内に千葉県介護保険審査会に審査請求ができます。

※新規の要介護認定や要介護状態区分の変更は、申請日までさかのぼって認定されます。

ただし、現在の要介護状態区分及び認定結果により、認定日から有効となる場合もあります。

※千葉市で要介護認定を受けた方が他の市町村に転出する際、引き続き介護サービスの利用を希望される場合は、区の市民総合窓口課で交付する「受給資格証明書」を添えて、転入先の市町村に、転入した日から14日以内に要介護・要支援認定を申請することにより、継続して認定を受ける（有効期間は原則として6か月）ことができます。

# 要介護1～5と認定された方は (サービス利用開始までの手続き)

「要介護1～5」と認定された方は、居宅サービス、施設サービスなどを利用することができます。

サービスを利用する前に、居宅介護支援事業者などに依頼し、利用したいサービスの内容を具体的に盛り込んだ居宅サービス計画・施設サービス計画（ケアプラン）を作成してください（ケアプランは、本人が作成することもできます）。

## 要介護認定の通知（要介護1～5）

居宅でサービスを利用したい※

居宅介護支援事業者（ケアマネジャーの事業所）などにケアプランの作成を依頼

（注）「特定施設入居者生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）」（グループホーム）を利用する方の計画は、その事業所のケアマネジャーが作成します。



区の介護保険室へ届け出

サービスを利用する前に、居宅サービス計画作成依頼届出書（依頼した居宅介護支援事業者名など※）を区の介護保険室に提出します。



※「特定施設入居者生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）」（グループホーム）を利用する場合は、施設へ入所する場合と同じ手続きになります。ただし、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」を1月を通じて利用される場合は、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所について居宅サービス計画作成依頼届出書を区の介護保険室に提出します。

施設へ入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ直接申し込みます。



（注）施設は要介護1～5の方が利用できます。  
※老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所は原則要介護3以上の方となります。（くわしくはP17）

ケアプランの作成

入所する施設で、ケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。



「要介護3」と  
認定された方の  
ケアプランの例

|    | 月    | 火                     | 水    | 木    | 金                     | 土    | 日    |
|----|------|-----------------------|------|------|-----------------------|------|------|
| 午前 |      |                       |      |      |                       |      |      |
|    | 訪問看護 | 通所介護<br>または通所<br>リハビリ | 訪問介護 | 訪問介護 | 通所介護<br>または通所<br>リハビリ | 訪問介護 | 訪問介護 |
| 午後 |      |                       |      |      |                       |      |      |
|    | 訪問介護 | 訪問介護                  | 訪問介護 | 訪問介護 | 訪問介護                  | 訪問介護 | 訪問介護 |

短期入所 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

## ケアプランの作成

(プランの作成にともなう利用者負担はありません)

### ①ケアプランの 原案を作成

作成を依頼された事業所のケアマネジャーは、利用者や家族の状態、要望などを把握し、ケアプランの原案を作ります。

### ②サービス担当 者会議

ケアマネジャーは、利用者や家族、サービス事業者などと連絡・調整して、原案についての検討を行います。



### ③ケアプランを 作成

ケアマネジャーは、サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランを作成し、利用者や家族の同意を得ます。

## サービス事業者 と契約

訪問介護などのサービス事業者と契約します。契約を結ぶときの注意点は→P25へ

## サービスの利用 開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービスの内容は→P12～へ

## ケアマネジャー(介護支援専門員)とは？

介護や支援を必要とする方からの相談を受け、ご本人の心身状態に応じた介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成したりサービス事業者などと連絡・調整したりする介護保険の専門家です。

## サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービスの内容は→P17へ



## 介護サービス情報の公表

利用者が、介護サービス事業者の情報(概要、体制、利用料金、サービス内容)を比較検討し、自分に合った事業者選びができるように、公表しています。

●介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

## サービス事業者の情報

市では、利用者の方が事業者を選ぶ際の参考とするために下記の冊子を作成(監修)し、市の介護保険事業課及び区の介護保険室窓口で配布しています。

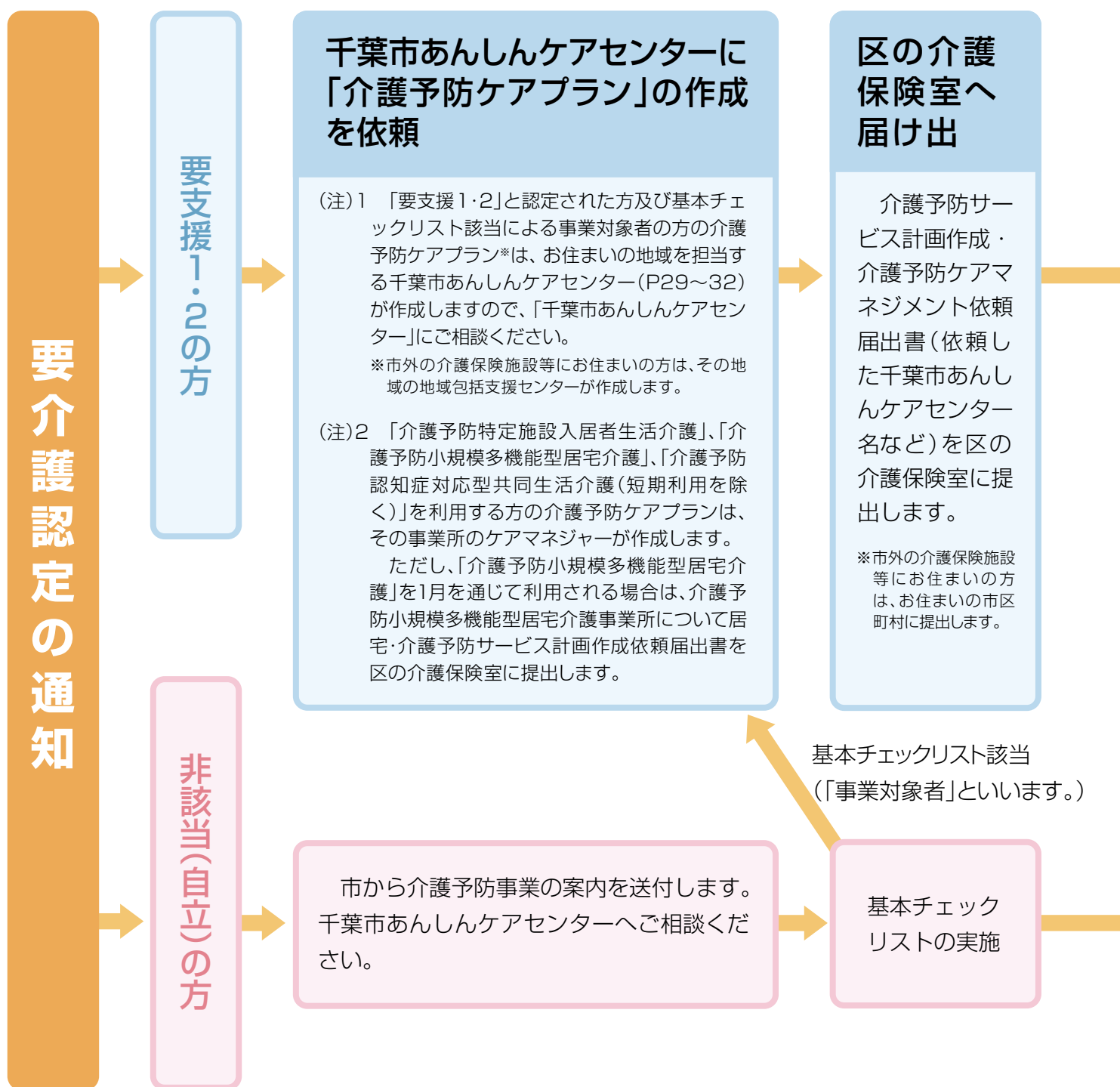
●ハートページ(介護保険サービス事業者ガイドブック)(年1回発行・千葉市監修)インターネットでも調べられます。

# 要支援1・2と認定された方などは (サービス利用開始までの手続き)

「要支援1・2」と認定された方は、介護予防サービスや総合事業などを利用することができます。

サービスを利用する前に、千葉市あんしんケアセンター(地域包括支援センター)に依頼し、介護予防サービス・支援計画(介護予防ケアプラン)を作成してください(介護予防ケアプランは、本人が作成することもできます。(総合事業のみのサービスを利用する際を除きます。))。

※千葉市あんしんケアセンターが居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成を委託することがあります。



## 内容の確認

(居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成を依頼した場合)

千葉市あんしんケアセンター等で、介護予防ケアプランの内容をチェックします。

なお、必要に応じて事業者に対し、助言・指導等を行います。



## 「千葉市あんしんケアセンター」とは

「要支援1・2」の方の介護予防ケアプランの作成や、介護保険の認定者ではないものの介護予防が必要な方に対して、介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、保健福祉センターなどと連携して、高齢者の福祉や介護に関するさまざまな相談に応じるほか、虐待防止など高齢者の権利を守るための支援を行います。

業務の内容は→P29へ

## 介護予防ケアプランの作成

(ケアプランの作成は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや千葉市あんしんケアセンター等の担当職員※が作成します)  
(プランの作成にともなう利用者負担はありません)

※保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員

### ①生活機能低下の原因や課題の分析

基本チェックリスト※や本人・家族との面接により、生活機能低下の原因や課題を分析します。

### ②介護予防ケアプランの作成

本人や家族と面接しながら、今後の目標を立てて、利用するサービスなどを決めます。

また、内容について、サービス事業者などと話し合います。



基本チェックリスト非該当

## サービス提供事業者と契約

サービスを行う事業者と契約を結びます。

※地域支え合い型(訪問・通所)支援は事業者(団体)との契約はありません。

契約を結ぶときの注意点は→P25へ

## サービスの利用開始 (介護予防サービス・総合事業)

利用者宅の訪問などにより実施状況を把握します。また、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

サービスの内容は→P12～へ

一定期間ごとに効果を見て、プランを見直します。

## 一般介護予防事業を利用

### ◇一般介護予防事業

サービスの内容は→P27へ



## ※基本チェックリスト

「階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか」など生活機能に関する25の質問項目について、ご自分で記入していただきます。

# 介護保険で利用できるサービス

要介護1～5／要支援1・2の方が利用できるサービス

【利用者負担について】

利用者負担は所得に応じて■サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)です。  
消費税率の引上げにより、負担額が増えることがあります。

## 居宅サービス

※「サービスの種類」の欄の下段の細字表示は、要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

| 訪問を受けて利用する | サービスの種類                                                                                                                                                                                                                      | 要介護1～5の方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 要支援1・2の方                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <b>訪問介護<br/>(ホームヘルプ)</b>  <p><b>介護保険の対象とならないサービス</b></p> <p>①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事<br/>②同居家族がいる場合の掃除、洗濯などの家事<br/>③庭の草むしり、花木の水やり、大掃除 など</p> | <p>ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や、調理、掃除などの生活援助を行います。<br/>また、通院などのための乗車・降車の介助(通院先での受診手続きなどを含む)もあります。</p> <p><b>■サービス費用のめやす</b></p> <div>                     身体介護(30分以上1時間未満)<br/>▼<br/>1回につき4,375円                 </div> <div>                     生活援助(45分以上)<br/>▼<br/>1回につき2,486円                 </div> <p>※早朝、夜間、深夜などは加算があります</p> <div>                     通院のための乗車・降車の介助(片道)<br/>▼<br/>1,093円                 </div> <p>※移送にかかる費用(運賃)は別途自己負担となります</p> | <p><b>訪問型サービス</b></p> <p>介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業から提供されます。<br/>詳しくはP26をご覧ください。</p>            |
|            | <b>訪問入浴介護</b><br>介護予防訪問入浴介護                                                                                                               | <p>自宅に入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行います。</p> <p><b>■サービス費用のめやす(1回につき)</b></p> <div>13,923円</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴が難しい場合などに、訪問による入浴介護が提供されます。</p> <p><b>■サービス費用のめやす(1回につき)</b></p> <div>9,414円</div> |

| 訪問を受けて利用する | サービスの種類                                                                                                                     | 要介護1～5の方                                                                     | 要支援1・2の方                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|            | <b>訪問看護</b><br>介護予防訪問看護<br>                | 訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが、主治医の指示のもとに、自宅を訪問し、病状を観察したり、診察の補助などを行います。              | 訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが、介護予防のため主治医の指示のもとに、自宅を訪問し、病状を観察したり、診療の補助などを行います。 |
|            |                                                                                                                             | <b>■サービス費用のめやす(1回につき)</b>                                                    |                                                                        |
|            |                                                                                                                             | 5,193円◀訪問看護ステーションによるもの(30分未満)▶4,972円<br>4,397円◀ 病院または診療所によるもの(30分未満) ▶4,210円 |                                                                        |
|            | <b>訪問リハビリテーション</b><br>介護予防訪問リハビリテーション<br> | 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。                                     | 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、介護予防を目的として、リハビリテーションを行います。                    |
|            |                                                                                                                             | <b>■サービス費用のめやす(1回につき)</b>                                                    |                                                                        |
|            |                                                                                                                             | 3,324円                                                                       |                                                                        |
|            |                                                                                                                             |                                                                              |                                                                        |
|            | <b>居宅療養管理指導</b><br>介護予防居宅療養管理指導<br>      | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。                         | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師などが自宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行います。        |
|            |                                                                                                                             | <b>■サービス費用のめやす(1回につき)</b>                                                    |                                                                        |
|            |                                                                                                                             | 医師による指導▶5,140円(1か月に2回まで)                                                     |                                                                        |
|            |                                                                                                                             | 歯科医師による指導▶5,160円(1か月に2回まで)                                                   |                                                                        |

## デイケアの選択的サービス(要支援1・2)

要支援1・2の方が利用するデイケアでは、選択的サービスとして、次のようなプログラムを利用できます。利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。

### ●運動器機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや筋力向上トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

### ●栄養改善

管理栄養士などが、栄養不足を予防するための食事、調理などの指導、相談を行います。

### ●<sup>こうくう</sup>口腔機能向上

歯科衛生士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、食べ物を嚙んだり飲み込んだりする機能を向上させる訓練などを行います。

サービスの種類

要介護1～5の方

要支援1・2の方

通所介護  
(デイサービス)



小規模な通所介護は、地域密着型サービスに位置づけられています。

デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合  
(8時間以上9時間未満)

※送迎を含みます

要介護1～5

1日につき7,112円～12,410円

※上記費用のほかに、食費などが別途自己負担となります。

通所型サービス

要支援1・2の方は利用できませんが、介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス」が利用できます。

詳しくはP26をご覧ください。

通所リハビリテーション  
(デイケア)

介護予防通所  
リハビリテーション



介護老人保健施設や医療機関などで、入浴、食事の提供やリハビリテーションを、日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合  
(6時間以上7時間未満)

※送迎を含みます

要介護1～5

1日につき7,689円～13,873円

介護老人保健施設や医療機関などで、共通のサービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を提供します。

■サービス費用のめやす(月単位の定額)  
(共通のサービス)※送迎、入浴を含みます

要支援1

1か月22,233円

要支援2

1か月43,309円

(選択的サービス)

運動器機能向上

1か月2,436円

栄養改善

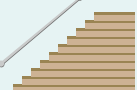
1か月2,166円

口腔機能向上

1か月1,624円～1,732円

※上記費用のほかに、食費などが別途自己負担となります。

| 短期間入所する     | <b>サービスの種類</b><br><br><b>短期入所生活介護／短期入所療養介護(ショートステイ)</b><br><br>介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護<br><br>※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医学的管理のもとで介護を受ける「療養介護」があります。<br><br> | <b>要介護1～5の方</b><br><br>短期間泊まる短期入所施設などで、介護や機能訓練などを行います。<br><br><b>■サービス費用のめやす</b><br><b>●短期入所生活介護</b><br>介護老人福祉施設(併設型・ユニット型個室)の場合(1日につき)<br><div style="text-align: center;">要介護1～5<br/>▼<br/>7,537円～10,570円</div><br><b>●短期入所療養介護</b><br>介護老人保健施設(ユニット型個室)の場合(1日につき)<br><div style="text-align: center;">要介護1～5<br/>▼<br/>8,896円～11,203円</div><br><b>●特定短期入所療養介護</b><br>難病やがん末期の要介護者が日帰りで利用した場合(6時間以上8時間未満)<br><div style="text-align: center;">1回につき13,552円</div> | <b>要支援1・2の方</b><br><br>短期間泊まる短期入所施設などで、介護予防を目的として、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。<br><br><b>■サービス費用のめやす</b><br><b>●介護予防短期入所生活介護</b><br>介護老人福祉施設(併設型・ユニット型個室)の場合(1日につき)<br><div style="text-align: center;">要支援1<br/>▼<br/>5,664円</div> <div style="text-align: center;">要支援2<br/>▼<br/>7,028円</div><br><b>●介護予防短期入所療養介護</b><br>介護老人保健施設(ユニット型個室)の場合(1日につき)<br><div style="text-align: center;">要支援1<br/>▼<br/>6,632円</div> <div style="text-align: center;">要支援2<br/>▼<br/>8,351円</div> |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅に近い暮らしをする | <b>特定施設入居者生活介護</b><br><br>介護予防特定施設入居者生活介護<br><br>※生活相談やケアプランの作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する「外部サービス利用型」もあります。                                                                                                                                   | 有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護などを行います。<br><br><b>■サービス費用のめやす(1日につき)</b><br><div style="text-align: center;">要介護1～5<br/>▼<br/>5,745円～8,618円</div><br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">※上記費用のほかに、家賃・食費・光熱水費・入居一時金(前払金)などが、別途自己負担となります。</div>                                                                                                                                                                                                  | 有料老人ホームなどに入居している方に、介護予防を目的として、日常生活上の支援や介護などを行います。<br><br><b>■サービス費用のめやす(1日につき)</b><br><div style="text-align: center;">要支援1<br/>▼<br/>1,943円</div> <div style="text-align: center;">要支援2<br/>▼<br/>3,321円</div>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ケアプランを作る    | <b>居宅サービス計画(ケアプラン)の作成</b><br><br>介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成                                                                                                                                                                                 | ケアマネジャーが、利用者や家族と相談の上、サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランを作成します。<br>※プランの作成にともなう利用者負担はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ケアマネジャーなどが、利用者や家族と相談の上、今後の目標を立てて、利用するサービスなどを盛り込んだ介護予防ケアプランを作成します。<br>※プランの作成にともなう利用者負担はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| サービスの種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 要介護1～5の方                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 要支援1・2の方                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>福祉用具貸与</b><br>介護予防福祉用具貸与<br>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。<br><b>【対象となる福祉用具】</b><br><b>要介護1の方は、※印は原則として対象外</b><br>※①車いす ※②車いす付属品<br>※③特殊寝台<br>※④特殊寝台付属品(マットレスなど)<br>※⑤床ずれ防止用具 ※⑥体位変換器<br>⑦手すり(工事をとまなわないもの)<br>⑧スロープ(工事をとまなわないもの)<br>⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ<br>※⑪認知症老人徘徊感知機器<br>※⑫移動用リフト(つり具を除く)<br>※⑬自動排泄処理装置<br><b>■サービス費用のめやす</b><br>実際の貸与に要した費用に応じて異なります。 | 介護予防を助ける用具を貸し出します。<br><b>【対象となる福祉用具】</b><br>①手すり(工事をとまなわないもの)<br>②スロープ(工事をとまなわないもの)<br>③歩行器<br>④歩行補助つえ<br><b>■サービス費用のめやす</b><br>実際の貸与に要した費用に応じて異なります。 |
| <b>■要支援1・2および要介護1の方には、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置は、原則として介護保険の対象になりません。ただし、これらの方でも、日常的に歩行や起きあがり困難な方などについては、介護保険の対象になる場合がありますのでケアマネジャーにご相談ください。</b>                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                       |
| ※自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)は、要介護2および要介護3の方も、原則として介護保険の対象になりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                       |
| <b>福祉用具購入費の支給</b><br>介護予防福祉用具<br>購入費の支給<br><br>サービス費用の年間上限額:10万円                                                                                                                                                                                                                                                  | <b>【対象となる福祉用具】</b><br>①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具<br>④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                       |
| <b>■福祉用具を購入する場合(特定福祉用具販売)は、あらかじめ都道府県、政令指定都市および中核市から指定を受けた事業者から購入した場合に、介護保険の対象になります。</b><br><b>■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますのでご相談ください。</b>                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                       |
| <b>住宅改修費の支給</b><br>介護予防住宅<br>改修費の支給<br><br>サービス費用の上限額:原則20万円                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>【対象となる住宅改修工事】</b><br>①手すりの取付け ②段差の解消<br>③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更<br>④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え<br>⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |
| <b>■事前の申請が必要です。</b><br>自宅の住宅改修をする場合は、工事を行う前に、お住まいの区の介護保険室に申請してください。<br><b>ご注意:住宅改修について</b><br>「手すりの取付け」や「段差の解消」などの住宅改修には、専門的な知識が必要です。住宅改修を行うときは、事前にケアマネジャーにご相談ください。<br><b>なお、市役所・区役所や市に関連する団体の職員が、電話などで住宅改修の勧誘を行ったり、改修工事を請け負ったりすることはありません。</b> 工事費の見積りは複数の工事業者から取り寄せできます。<br><b>介護保険住宅改修の実地調査(現地調査)</b><br>対象は、工事内容により選定しますが、対象となった場合は事前調査が完了するまで着工をお待ちいただくこととなります。より適正な住宅改修工事を行っていただくため、ご協力をお願いします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                       |

## 福祉用具購入費・住宅改修費の支払いについて

福祉用具購入費と住宅改修費\*については、いったん全額が利用者負担となります(償還払い)。所定の申請書(完了届)に領収書などを添えてお住まいの区の介護保険室に申請すると、上限額内で保険給付分が後から支払われます。

※利用者が自己負担分だけを事業者支払い、保険給付費を市が直接事業者へ支払う「受領委任払い」も希望により利用できます。福祉用具購入費は都道府県・政令指定都市・中核市から福祉用具販売事業所の指定を受けているすべての事業者、住宅改修費は千葉市に住宅改修費受領委任払事業者の登録をしている事業者であれば受領委任払いを利用できます。事業者の一覧は各区介護保険室または市ホームページでご確認ください。

## 施設サービス

※要介護1～5の方が利用できます(要支援1・2の方は利用できません)。

施設サービスは、介護が中心か、医療が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって、入所する施設が異なります。

| 施設に入所する | サービスの種類                                                                                                      | サービス内容                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <b>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</b><br>※本市では、必要性・緊急性の高い方が優先的に特別養護老人ホームに入所できるように指針を設けています。                             | <b>原則として要介護3～5の方</b><br>日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設です。<br>食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行います。                |
|         | <b>介護老人保健施設</b><br>         | <b>要介護1～5の方</b><br>病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設です。<br>医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。                     |
|         | <b>介護療養型医療施設(療養病床等)</b><br> | <b>要介護1～5の方</b><br>急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設です。<br>医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。<br>※現在、市内にありません。 |
|         | <b>介護医療院</b>                                                                                                 | <b>要介護1～5の方</b><br>平成30年4月から創設した長期に渡り療養を必要とする要介護者が入所する施設です。<br>療養上の管理、看護・医学的管理の下での介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話などを行います。  |

## 地域密着型サービス

※サービス名の下段の細字表示は、要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

住み慣れた地域での生活を支えるため、原則として、その市町村の方だけが使える、次のような地域密着型サービスを提供します。

| サービスの種類                                                                                                                                       | 要介護1～5の方                                                                                                                                                                                                                                                      | 要支援1・2の方           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b><br>                                | 概ね30分以内に訪問可能な地域を対象に、ケアプランに基づいて、決まった時間に訪問する「定期巡回」、利用者やご家族からのコールを受ける「随時対応」、必要時に応じて訪問する「随時訪問」、医師の指示に基づいて看護師が訪問する「訪問看護」の4種類のサービスを24時間体制で行います。<br><b>■サービス費用のめやす(月単位の定額)</b><br>介護と看護を両方利用する場合<br>要介護1～5▶91,847円→327,091円<br>介護のみ利用する場合<br>要介護1～5▶62,951円→285,410円 | ※要支援1・2の方は利用できません。 |
| <b>認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)</b><br>介護予防認知症対応型共同生活介護<br> | 認知症の方が共同生活するグループホームにおいて、家族的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練を行います。<br><b>■サービス費用のめやす(1日につき)</b><br>要支援2～要介護5 2ユニット以上である事業所を利用する場合▶7,988円～9,013円<br>※上記費用のほかに、家賃・食材料費・光熱水費・入居一時金(前払金)などが別途自己負担となります。                                                                  | ※要支援1の方は利用できません。   |

| サービスの種類                                                                                                                                 | 要介護1～5の方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 要支援1・2の方                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <b>小規模多機能型<br/>居宅介護</b><br>介護予防小規模多機能型<br>居宅介護<br>     | <p>自宅から通うことを中心に、必要に応じてホームヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける、多機能なサービスを提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす<br/>(月単位の定額)</p> <div>                         要支援1～要介護5▶37,233円～293,677円<br/>                         ※上記費用のほかに、食費・宿泊費などが別途自己負担となります。                     </div>                                                                                                     |                           |
| <b>地域密着型介護老人福祉<br/>施設入所者生活介護<br/>(特別養護老人ホーム)</b><br>  | <p>原則として、要介護3～5の方が入所する施設です。定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設において、食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行います。</p> <p>※要介護1～2の方でもやむをえない事情により特例で入所できる場合があります。</p> <p>■サービス費用のめやす(1日につき)</p> <div>                         ユニット型個室を利用する場合<br/>                         要介護1～5▶7,059円～10,060円<br/>                         ※上記の費用のほかに、食事・居住費などが別途自己負担となります。                     </div> | <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p> |
| <b>認知症対応型<br/>通所介護(デイサービス)</b><br>介護予防認知症対応型通所介護<br> | <p>認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <div>                         特別養護老人ホームなどに併設されていない単独型の事業所を利用する場合<br/>                         (8時間以上9時間未満)<br/>                         要支援1～要介護5▶9,595円～15,909円<br/>                         ※上記費用のほかに、食費などが別途自己負担となります。                     </div>                                |                           |
| <b>地域密着型特定施設<br/>入居者生活介護</b><br>                     | <p>要介護者だけが入居する有料老人ホームなどのうち、定員29人以下の施設において、日常生活上の支援や介護などを行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1日につき)</p> <div>                         要介護1～5▶5,788円～8,682円<br/>                         ※上記費用のほかに、家賃・食費・光熱水費・入居一時金(前払金)などが別途自己負担となります。                     </div>                                                                                                           | <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p> |

| サービスの種類                                                                                                        | 要介護1～5の方                                                                                                                                                                             | 要支援1・2の方                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <b>看護小規模多機能型<br/>居宅介護</b><br> | <p>自宅を訪問し、病状を観察したり、診療の補助を行う訪問看護と通い・訪問・宿泊という多機能なサービスを行う小規模多機能型居宅介護を複合的に提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす<br/>(月単位の定額)</p> <p>要介護1～5▶134,703円～339,910円<br/>※上記費用のほかに、食費・宿泊費などが別途自己負担となります。</p> | <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>                                                       |
| <b>夜間対応型訪問介護</b><br>         | <p>ホームヘルパーなどが夜間、定期的に巡回したり、通報を受けて自宅を訪問し、排泄などの介護や緊急時の援助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>オペレーションセンターを置く事業所の場合<br/>基本費用▶11,326円(1か月で)<br/>定期巡回▶4,265円(1回につき)など</p>                       | <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>                                                       |
| <b>地域密着型通所介護</b><br>        | <p>サービスの内容については、通所介護(P14)をご覧ください。</p> <p>■サービス費用のめやす<br/>(8時間以上9時間未満)<br/>※送迎を含みます</p> <p>要介護1～5▶1日につき8,330円～14,524円</p>                                                             | <p>※要支援1・2の方は利用できませんが、介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス」が利用できます。<br/>詳しくはP26をご覧ください。</p> |

※原則として、他の市町村内の事業所の地域密着型サービスは利用できません。

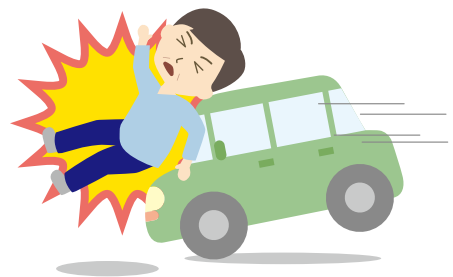
## 交通事故等による介護サービスの利用

交通事故などの第三者行為が原因で介護サービスが必要となった場合は、その費用は加害者である第三者が負担すべきものとなります(第三者行為求償)。

このため千葉市では、被保険者からの「第三者の行為による傷病届」を受け、介護サービス費の保険給付相当額を加害者である第三者へ請求します。

第三者の行為による傷病届や、そのほか必要な手続きなど、詳しくは各区介護保険室へお問い合わせください。

**事故等が原因で介護サービスを利用する場合  
市への届け出が必要です**



# 介護サービスを利用したときの費用

## ● 自己負担の割合について

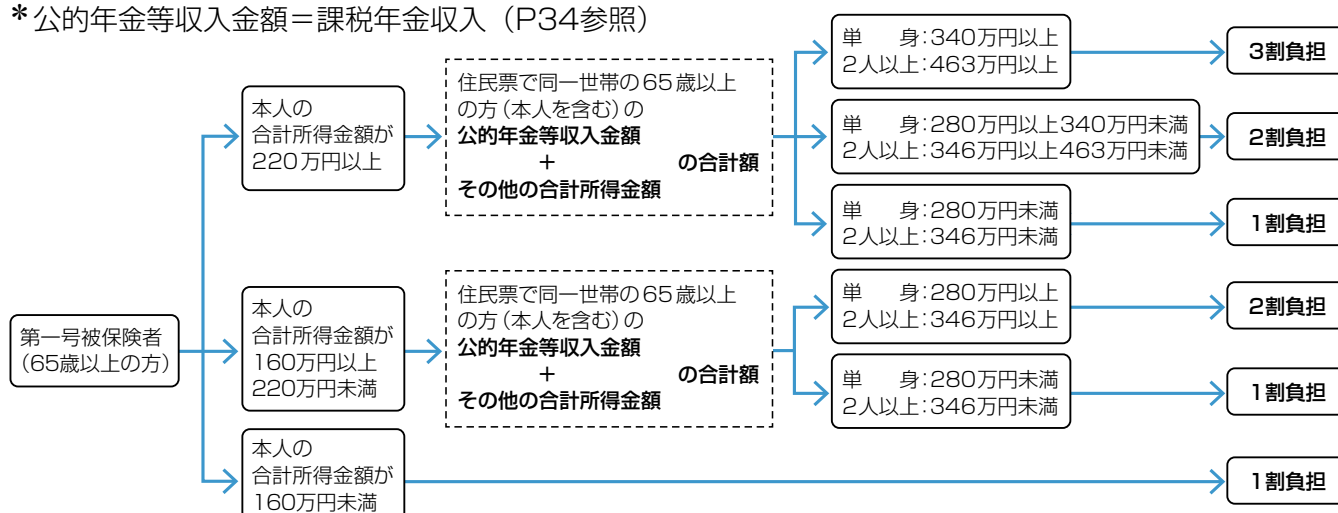
介護サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）が自己負担となり、直接サービス事業者に支払います。<sup>(※)</sup>

※介護保険料に未納があると、納めていない期間に応じた給付制限（自己負担割合の引上げ等）があります。

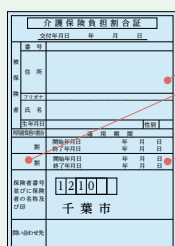
### 自己負担の判定

- 一定以上の所得のある方は、自己負担が2割または3割となります。  
2割負担の対象となる方は、①、②または③、④の両方にあてはまる方です。
  - ① 本人の合計所得金額（P34）が220万円以上
  - ② 同一世帯の65歳以上の方（本人を含む）の公的年金等収入金額\*とその他の合計所得金額の合算額が、単身世帯で280万円以上340万円未満、2人以上の世帯で346万円以上463万円未満
  - ③ 本人の合計所得金額（P34）が160万円以上220万円未満
  - ④ 同一世帯の65歳以上の方（本人を含む）の公的年金等収入金額\*とその他の合計所得金額の合算額が、単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上
- 3割負担の対象となる方は、⑤、⑥の両方にあてはまる方です。
  - ⑤ 本人の合計所得金額が220万円以上
  - ⑥ 同一世帯の65歳以上の方（本人を含む）の公的年金等収入金額\*とその他の合計所得金額の合算額が、単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上
- すべての要介護・要支援認定者の方に自己負担の割合（1割、2割または3割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。
- 第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）、市民税非課税者、生活保護受給者は1割負担となります。

\* 公的年金等収入金額＝課税年金収入（P34参照）



### 介護保険負担割合証(水色)の記載内容



- 1 住所・氏名・生年月日などが記載されています。
- 2 あなたの利用者負担の割合です。サービスを利用したときに支払う自己負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。
- 3 利用者負担の割合の適用期間が記載されています。適用期間内に割合が変更となる場合は、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。適用期間終了にあわせて、新しい負担割合証を送付します。

※8月で更新されます。

※給付制限を受けている方は、この限りではありません。

## ● 居宅サービスなどの費用のめやす

居宅サービスなどの費用については、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて介護保険から給付される上限額（支給限度基準額）が決められています。利用者は、サービスの費用の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を負担します。上限額を超えた分については、全額が利用者の自己負担となります。

なお、次の費用は、自己負担です。

- 短期入所生活介護・短期入所療養介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（各介護予防サービスを含む）▶ 滞在費（宿泊費）・食費など
- 通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護（各介護予防サービスを含む）▶ 食費など

| 要介護状態区分 | 支給限度基準額※ <sup>1</sup> （1か月あたり） |                      | 利用者負担額<br>（1割の場合の額） |
|---------|--------------------------------|----------------------|---------------------|
|         | 単位数                            | 費用のめやす※ <sup>2</sup> |                     |
| 要支援1    | 5,032単位                        | 50,320円～55,600円      | 5,032円～5,560円       |
| 要支援2    | 10,531単位                       | 105,310円～116,300円    | 10,531円～11,630円     |
| 要介護1    | 16,765単位                       | 167,650円～185,200円    | 16,765円～18,520円     |
| 要介護2    | 19,705単位                       | 197,050円～217,700円    | 19,705円～21,770円     |
| 要介護3    | 27,048単位                       | 270,480円～298,800円    | 27,048円～29,880円     |
| 要介護4    | 30,938単位                       | 309,380円～341,800円    | 30,938円～34,180円     |
| 要介護5    | 36,217単位                       | 362,170円～400,100円    | 36,217円～40,010円     |

※<sup>1</sup> 支給限度基準額の対象になるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などです（各介護予防サービスを含む）。

※<sup>2</sup> 費用のめやすは、要介護状態区分別に設定された支給限度基準額（単位数で表示）に本市の地域加算などが加味された金額です。

## ● 施設サービスの費用のめやす

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所した場合の自己負担は、下図の①～④の合計額です。



※実際に利用者が負担する②居住費、③食費、④日常生活費は、各施設との契約により決まるため、施設ごとに異なります。詳しくは、施設にお問い合わせください。

### ◆ 基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

- 食費 1,445円
- 居住費 ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円、従来型個室（特養等）1,171円 従来型個室（老健・療養等）1,668円、多床室377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）

## ● 所得の低い方は、申請により居住費・食費の自己負担が軽減されます

下記の段階に該当する方は申請により、食費と居住費※の一定額以上が保険給付の対象となります。食費・居住費の基準費用額（前頁参照）と自己負担限度額との差額分が、介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）※短期入所の場合は滞在費

〈対象者〉 介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者のうち下表の利用者負担第1段階～第3段階に該当する方

※通所サービスは、軽減対象になりません。

※この制度を利用するためには、あらかじめ「負担限度額認定証」（黄色）が必要です。

（認定された方には、負担限度額認定証が交付されます）。

※介護保険料に未納がある場合、給付が制限されます。

〈軽減内容〉 第1段階～第3段階の方の自己負担額が、下表の金額になります。

※ただし、下記利用者負担段階の方のうち、配偶者が市民税課税者である場合（世帯分離の場合も勘案されます）、または預貯金等が一定額を超える場合は、食費・居住費の自己負担軽減はありません。

### 自己負担の軽減対象者とその負担限度額（負担の上限額）

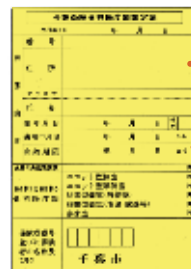
（日額）

| 利用者負担段階 | 所得の状況                                      | 預貯金等                                 | 居 住 費   |             |                  |          | 食 費    |         |
|---------|--------------------------------------------|--------------------------------------|---------|-------------|------------------|----------|--------|---------|
|         |                                            |                                      | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型※個室           | 相部屋(多床室) | 施設入所   | ショートステイ |
| 1       | 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等               | 単身：<br>1,000万円以下<br>夫婦：<br>2,000万円以下 | 820円    | 490円        | 320円<br>(490円)   | 0円       | 300円   | 300円    |
| 2       | 老齢福祉年金受給者の方                                | 単身：<br>650万円以下<br>夫婦：<br>1,650万円以下   | 820円    | 490円        | 420円<br>(490円)   | 370円     | 390円   | 600円    |
| 3①      | 課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が80万円以下の方       | 単身：<br>550万円以下<br>夫婦：<br>1,550万円以下   | 1,310円  | 1,310円      | 820円<br>(1,310円) | 370円     | 650円   | 1,000円  |
| 3②      | 課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方 | 単身：<br>500万円以下<br>夫婦：<br>1,500万円以下   |         |             |                  |          | 1,360円 | 1,300円  |
| 3③      | 第2段階、第3段階①以外の方                             |                                      |         |             |                  |          |        |         |

※従来型個室の居住費は、上段が介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の金額で、下段のカッコ内が介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護の金額です。

※介護保険制度開始前からの特別養護老人ホーム入所者で、利用者負担割合が5%以下となる方については、居住費及び食費を含めた負担額が当時の負担額を超えないよう、軽減措置を講じます。

### 介護保険負担限度額認定証（黄色）の記載内容



① 住所・氏名・生年月日などが記載されています。

② 負担限度額認定の有効期間が記載されています。

③ あなたがサービスを利用したときに支払う自己負担の限度額が記載されています。  
※8月で更新されます。

## ● 課税世帯における特例減額措置（居住費・食費）

世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所した場合で残された配偶者などの収入が一定額以下となる場合などには、居住費及び食費の負担が引き下げられます（配偶者については、世帯分離されている場合も勘案されます。）※短期入所は除く。

〈対象者〉 市民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方

① その属する世帯の世帯員の数が2以上であること（単身世帯は対象外）

② 介護保険施設に入所または入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと

③ 世帯の年間収入から、施設に支払う利用者負担（施設サービス費用1割分、居住費、食費の年額合計）の見込額を除いた額が80万円以下となること

④ 世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること

⑤ 世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

〈軽減内容〉 居住費及び食費又はその一方が利用者負担第3段階の負担限度額に軽減されます。

## ● 自己負担が高額になった場合(総合事業利用分も含みます。)

### ① 1か月の自己負担が上限額を超えたとき(高額介護サービス費等)

同じ月に利用したサービスの1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)の自己負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、市から通知が届き次第、申請※により、超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。

※最初に1回だけ申請すれば、原則として、その後の申請は必要ありません。自動的に継続して支給されます。

| 利用者負担段階区分 |                 |                                        | 利用者負担上限額                 |
|-----------|-----------------|----------------------------------------|--------------------------|
| 現役並み所得者   | 課税世帯            | 年収約1,160万円以上の方                         | 世帯で140,100円              |
|           |                 | 年収約770万円以上<br>1,160万円未満の方              | 世帯で93,000円               |
|           |                 | 年収約383万円以上<br>770万円未満の方                | 世帯で44,400円               |
| 一般        |                 | 上記以外の方                                 | 世帯で44,400円               |
| 利用者負担第3段階 | 世帯全員が<br>市民税非課税 | 下記以外の方                                 | 世帯で24,600円               |
| 利用者負担第2段階 |                 | 前年の公的年金等収入額と合計所得金額(P34参照)の合計が80万円以下の方等 | 個人で15,000円<br>世帯で24,600円 |
| 利用者負担第1段階 |                 | 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 | 個人で15,000円               |

### ② 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき(高額医療合算介護サービス費等)

介護保険と医療保険の両方に自己負担額があり、その負担合計額が高額となり、年間で一定額(限度額)を超えたときは、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費等」として支給されます。

※毎年8月1日から翌年7月31日までの自己負担額の合計が対象となります。

※高額介護(予防)サービス費、高額療養費として支給(予定を含む)されたものは、合算の対象になりません。

#### ■ 高額医療・高額合算サービス費等の自己負担限度額(年額/8月～翌年7月)

| 所得区分        |                    | 後期高齢者+介護保険<br>(75歳以上) | 被用者保険または国保<br>(世帯内の70歳～74歳)<br>+介護保険 | 所得<br>(基礎控除後の<br>総所得金額) | 70歳未満の方 |
|-------------|--------------------|-----------------------|--------------------------------------|-------------------------|---------|
| 現役並み<br>所得者 | 課税所得<br>690万円以上    | 212万円                 | 212万円                                | 901万円超                  | 212万円   |
|             | 課税所得<br>380万円以上    | 141万円                 | 141万円                                | 600万円超<br>901万円以下       | 141万円   |
|             | 課税所得<br>145万円以上    | 67万円                  | 67万円                                 | 210万円超<br>600万円以下       | 67万円    |
| 一般          | 市民税課税世帯で<br>上記以外   | 56万円                  | 56万円                                 | 210万円以下                 | 60万円    |
| 低所得者Ⅱ       | 市民税非課税世帯           | 31万円                  | 31万円                                 | 市民税非課税世帯                | 34万円    |
| 低所得者Ⅰ※1     | 市民税非課税世帯<br>(所得0円) | 19万円                  | 19万円                                 |                         |         |

※1 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、自己負担限度額(19万円)が高額介護サービス費等の限度額(年間約30万円)を下回るため、低所得者Ⅱの自己負担限度額が適用されます。

### ③ 高額介護サービス費等の貸付

利用者負担が高額になる場合などの一時的な費用負担にお困りの方には、貸付制度があります。

〈貸付の対象者〉高額介護サービス費の支給が受けられる方

※各介護予防サービスを含む。

※介護保険料に未納があり、給付制限を受けた方は支給対象となりません。

### ● その他の利用者負担軽減

#### ● 社会福祉法人等利用者負担軽減対策

この軽減対策を実施している社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合に、申請により利用者負担が一部軽減されます。

- 〈対象者〉 世帯全員が市民税非課税で、以下の①～⑤のすべてに該当する方、または生活保護等を受給している方※（世帯分離している配偶者も勘案されます。）
- ①世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した金額以下の方
  - ②預貯金などの額が、1人世帯で350万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した金額以下の方
  - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
  - ⑤世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

- 〈対象サービス〉
- 訪問介護
  - 通所介護
  - 認知症対応型通所介護
  - 小規模多機能型居宅介護
  - 短期入所生活介護
  - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの入所）
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - 訪問介護相当サービス
  - 夜間対応型訪問介護
  - 地域密着型通所介護
  - 介護予防認知症対応型通所介護
  - 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 介護予防短期入所生活介護
  - 看護小規模多機能型居宅介護
  - 看護小規模多機能型居宅介護
  - 通所介護相当サービス
- ※軽減対策の実施については、各事業所または市町村にご確認ください。

- 〈軽減内容〉 通常1割の利用者負担と居住費・食費の利用者負担が、次のとおり軽減されます。
- ① 老齢福祉年金受給者 ▶1割の利用者負担、居住費・食費の50%を減額
  - ② ①以外の方 ▶1割の利用者負担、居住費・食費の25%を減額
- ※ 生活保護受給者等は個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担が軽減対象となります（軽減割合100%）。

#### ● 利用者負担の減免制度

災害その他特別の事情により、利用者負担の支払いが困難と認められる場合は、申請により利用者負担が減免されます。

- 〈対象者〉 以下の①、②に該当される場合、被災から原則3か月以内に申請していただくことにより、最長で1年間、介護サービスを利用した際に支払う利用料を、3%に軽減します。
- ①災害により、「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた方
  - ②「世帯の生計をおもに維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止などにより、その後1年間の収入が著しく減少する見込みの方

#### ● 東日本大震災により被災した方の減免

帰還困難区域、旧避難指示区域等から千葉市に避難されている方の利用者負担を減免します。（一部区域からの避難者への減免には所得要件があります。）

◆申請・お問い合わせ 各区高齢障害支援課介護保険室

### 利用したおぼえないサービスを使ったことになっていませんか？

市では、介護サービス（総合事業を除く）を利用したご本人あてに、年2回、2月と8月に利用記録（介護給付費通知）を郵送していますので、ご確認ください。

もしも、利用したおぼえないサービスを使ったことになっているなど、疑問があるときは、サービス事業者や市の介護保険事業課・区の介護保険室にお問い合わせください。

# 契約を結ぶときの注意点やサービスに対する苦情相談窓口

## ● サービス事業者と契約を結ぶときの注意点 ―

介護サービスを利用するためには、サービス事業者と「契約」を結ぶ必要があります。サービス事業者と契約するにあたっては、次のようなことを確認しましょう。

### ■ サービス内容の確認

どのような介護サービスを提供してくれるのかなどが書かれた書類（重要事項説明書）を受け取り、その内容について説明を受けましたか？

### ■ 利用料などの確認

サービスを利用したときの利用料やその支払い方法、キャンセル料などはわかりましたか？

### ■ 事業者の対応の確認

苦情や相談を受け付ける担当者がいるかどうか、事故が発生した場合の対応はわかりましたか？  
また、解約するときの手続き方法などはわかりましたか？

## ● サービスに対する苦情や相談があるときは ―

介護サービスを利用して、困ったことや相談したいことが発生！

まずは

### サービス提供事業者

事業所の「苦情相談担当者」や「事業所管理者」などに相談して解決するようにしましょう。

サービス事業者に相談しても解決しない場合は、次のような相談先があります。

|                   |                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ケアマネジャー           | ケアプランを作成している担当のケアマネジャーに相談してみましょう。                                        |
| 介護保険事業課または区の介護保険室 | 事業者に対する苦情やサービスに関する相談などを受け付けます。<br>▶ 介護保険事業課 ☎043-245-5062<br>区の介護保険室 巻末へ |
| 千葉市あんしんケアセンター     | 高齢者の介護や福祉などに関する相談を受けたり、人権や財産を守る権利擁護事業の支援を行っています。▶ 問い合わせ先はP30～32へ         |
| 千葉県国民健康保険団体連合会    | 千葉市での解決が困難である場合や利用者が希望する場合に、苦情や相談を受け付けます。☎043-254-7428                   |

担当のホームヘルパーやケアマネジャーなどを、同じ事業所の別の方に変更することができます。また、契約先の事業所そのものを変更することも可能です。

訪問販売や電話勧誘などによる契約上のトラブルなどについては、千葉市消費生活センターへご相談ください。  
消費生活相談専用電話 ☎043-207-3000（月曜～土曜日＜土曜日は電話相談のみ＞9：00～16：30）

近年、いわゆる「カスタマーハラスメント」が社会問題となっており、介護サービスの場においても、職員に対する身体・精神・性的なハラスメントや制度上認められない過剰なサービスの要求等が一部で確認されています。介護現場で働く職員が尊厳や心身を傷つけられることはあってはならず、職員が安心して働き続ける環境を構築することが、良質な介護サービスの安定的な提供につながります。気持ちのよいサービス提供がなされ、また、安心してサービスを利用するためにも、介護保険制度でできることとできないことをご理解いただくとともに、介護職員と良好な関係を築いていただくことも大切です。

# 介護予防・日常生活支援総合事業

※要支援1・2の方が利用できます。

平成29年4月から始まった、千葉市独自のサービスです。原則として、千葉市に在住する方だけが利用できる、次のような総合事業のサービスを提供します。

要支援1・2の方や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が利用できるサービスで、利用者負担は原則として所得に応じてサービス費用の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）です。（地域支え合い型支援を除く）

|         | サービスの種類         | サービス内容                                                                                                                                   | 利用できる方                            |
|---------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 訪問型サービス | 訪問介護<br>相当サービス  | 市の指定した事業所の訪問介護員（有資格者に限る。）が、身体介護を伴うサービスを行います。<br>■サービス費用のめやす<br>2,961円～3,171円（1回あたり）                                                      | 要支援1・2の方                          |
|         | 生活援助型<br>訪問サービス | 市の指定した事業所の訪問介護員が、掃除や洗濯などの生活援助型サービスを行います。<br>対象：身体介護の必要のない方<br>■サービス費用のめやす<br>2,795円（1回あたり）                                               | 要支援1・2の方                          |
|         | 地域支え合い型<br>訪問支援 | 市の基準を満たした住民ボランティアやNPO法人が、買い物やゴミ出しの支援などの生活援助などを行います。<br>対象：身体介護の必要のない方<br>■利用料<br>支援団体・サービス内容によって異なります。                                   | 要支援1・2の方<br>（事業対象者及び<br>※継続利用者含む） |
| 通所型サービス | 通所介護<br>相当サービス  | 市の指定した事業所が、レクリエーションや機能訓練、入浴などを行います。提供時間が2時間以上3時間未満の短時間サービスもあります。<br>■サービス費用のめやす<br>4,101円～4,218円（1回あたり）<br>[短時間サービス] 2,872円～2,958円       | 要支援1・2の方                          |
|         | ミニデイ型<br>通所サービス | 市の指定した事業所が、レクリエーションや介護予防のための体操などを行います。提供時間が2時間以上3時間未満の短時間サービスもあります。<br>対象：機能訓練を伴わない方<br>■サービス費用のめやす<br>3,556円（1回あたり）<br>[短時間サービス] 2,488円 | 要支援1・2の方                          |
|         | 地域支え合い型<br>通所支援 | 市の基準を満たした住民ボランティアやNPO法人が、体操教室、サロンなどの居場所を提供します。<br>対象：機能訓練を伴わない方<br>■利用料<br>支援団体・サービス内容によって異なります。                                         | 要支援1・2の方<br>（事業対象者及び<br>※継続利用者含む） |

※地域支え合い型訪問支援・通所支援は、要支援1・2の方のほか、事業対象者（基本チェックリスト該当者）及び継続利用者（当該事業における支援を継続的に利用する中で要介護1～5の認定に変更になった方）もご利用いただけます。

# ● 一般介護予防事業

65歳以上の方ならだれでも利用できる介護予防の事業です。

## 1 チャレンジシニア教室

体操や料理実習、アミューズメントカジノなどを行い、楽しみながら介護予防に取り組めます。

※要介護・要支援認定を受けている方は対象となりません。

## 2 シニアフィットネス習慣普及事業

運動を習慣づけるきっかけを支援するため、フィットネスクラブの利用料の一部を助成します。

※要介護・要支援認定を受けている方は対象となりません。

## 3 シニアリーダー養成講座

介護予防につながる生活習慣や運動などを学ぶとともに、自主的な介護予防活動を推進するボランティアとして活動するためのグループワークなどを行います。

※要介護・要支援認定を受けている方は対象となりません。

## 4 介護支援ボランティア

高齢者施設等でボランティア活動を行った場合に、介護保険料などに充てることができるポイントを付与し、積極的な地域貢献・社会参加を奨励・支援します。

## 5 介護予防教育

栄養改善、<sup>こうくう</sup>口腔機能の維持・向上、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、フレイル予防、認知機能低下予防、COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防等、介護予防に関する講演会や教室を行います。

## 6 <sup>けんこう</sup>歯っぴー健口教室

日常生活で簡単に取り入れられる、お口の手入れ方法、お口の体操についての知識を深め、楽しく実践します。

## 7 食事セミナー

管理栄養士による食事のお話やレシピ紹介、調理実習、自宅でできる簡単な運動などについて学ぶ教室です。

## 8 <sup>こうくう</sup>口腔ケア事業

お口の機能（食べる・飲み込む・話す）を協力医療機関でチェックし、口腔機能の低下予防に関する相談や指導を行います。（各区健康課で咀嚼力判定を実施し、健診票を交付しています。）

## 9 介護予防相談

保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが、介護予防に関する個別の相談に応じます。

## 10 訪問指導

閉じこもりなどの心配がある高齢者の自宅を訪問して、相談や指導を行います。

## 11 ちばしいいきき体操

「筋力運動」と「お口の運動」をDVDを見ながら主に座って行う簡単な体操です。週1～2回継続して実施することで、転びにくい体をつくれます。

## 問い合わせ先

- 1～3の事業 → 健康推進課 043-245-5146
- 4の事業 → 介護保険管理課 043-245-5206
- 5～11の事業 → 各区健康課

|      |              |     |              |
|------|--------------|-----|--------------|
| 中央区  | 043-221-2582 | 若葉区 | 043-233-8714 |
| 花見川区 | 043-275-6296 | 緑区  | 043-292-2630 |
| 稲毛区  | 043-284-6494 | 美浜区 | 043-270-2221 |

# その他の地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるようなサービスを実施しています。

## 1 おむつ給付

紙おむつの購入や布おむつのレンタル費用の一部を給付します。

### ■対象者

在宅の要介護（1～5）の認定を受けた方で、常時失禁状態にある方（市民税非課税世帯の方）※自己負担があります。

## 2 安心電話

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、電話をかけることで安否確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。

### ■対象者

65歳以上のひとり暮らし高齢者（就労者を除く）

## 3 高齢者保護情報共有サービス

QRコードが印刷されたラベル・シールとICTサービス（どこシル伝言板）を用いて、自らの個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等をインターネット上で共有し、認知症により行方不明となった方の身元確認や家族への引渡しを円滑に行います。

### ■対象者

市内在住の在宅高齢者

## 4 家族介護者支援

高齢者を在宅で介護しているご家族がお悩みの介護方法について、電話相談を実施するほか、ホームヘルパーが実技を交え、分かりやすくアドバイスする訪問レッスン・オンラインレッスンを行います。

### ■対象者

在宅で高齢者を介護している方、今後介護する見込みの方

## 5 家族介護慰労

過去1年間介護保険サービス（1週間程度のショートステイを除く）を利用しなかった高齢者を介護している家族に10万円の慰労金を支給します。

### ■対象者

介護保険料の滞納がなく世帯全員が市民税非課税で、要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族

## 6 成年後見制度利用支援

判断能力が十分でない認知症高齢者などを保護し、支援するため、申立て費用、後見人等の報酬を助成します。

### ■対象者

判断能力が十分でない認知症高齢者など（所得制限あり）

## 7 認知症介護研修

認知症の方の介護者などを対象に、認知症の知識や介護方法を習得し、介護負担を軽減することを目的に下記の事業を実施します。

### ●「認知症介護講習会」

認知症についての基礎知識や認知症の方の介護方法などの習得を目的とした講座を開催します。

### ●「認知症介護交流会」

介護者同士の少人数での情報交換や個別相談を行います。

### ■対象者

認知症の方を介護する家族及び近隣援助者

## 8 徘徊高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者が所在不明となった場合に、市内5警察署及び各関係機関のネットワークによる連携を図ります。ご利用の際は、最寄りの警察署で申請してください。

### ■対象者

認知症高齢者の家族

※上記サービスのほか、介護予防・日常生活支援総合事業（P26）や千葉市あんしんケアセンターで行っている事業（P29）も地域支援事業に含まれます。

## 問い合わせ先

### ●1～3の事業→各区高齢障害支援課

|      |              |     |              |
|------|--------------|-----|--------------|
| 中央区  | 043-221-2150 | 若葉区 | 043-233-8558 |
| 花見川区 | 043-275-6425 | 緑区  | 043-292-8138 |
| 稲毛区  | 043-284-6141 | 美浜区 | 043-270-3505 |

### ●4の事業 → 家族介護者支援センター 043-302-2017

### ●5の事業 → 高齢福祉課 043-245-5166

### ●6～8の事業 → 地域包括ケア推進課 043-245-5267

# ～地域の高齢者への総合的な支援～ 千葉市あんしんケアセンター

千葉市あんしんケアセンター※は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、介護予防ケアプランの作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行います。

※あんしんケアセンターは、介護保険法に定める「地域包括支援センター」です。

## ■ 千葉市あんしんケアセンターで行う主な事業

- 介護予防ケアマネジメント** 介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行います。
- 総合相談支援** 高齢者の日常生活の相談やさまざまな制度の利用支援を行います。
- 権利擁護** 成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止に努め対応します。
- 地域のケアマネジャーなどの支援** 地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導などを行います。

## コラム 地域包括ケアシステムとは？

医療や介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ継続的に提供することを目指すのが地域包括ケアシステムです。

お住まいの地域のあんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う機関として、相談業務やサービスのコーディネートを行うほか、地域における医療・介護の専門職が連携する要となっています。

◆千葉市あんしんケアセンターについての問い合わせ先 地域包括ケア推進課 ☎043-245-5168

※業務時間：月～土曜日9～17時（日曜日、祝日及び年末年始を除く） ※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

|     | 名称・所在地                               | 連絡先                                | 担当地域                                                                                      |
|-----|--------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央区 | ①千葉市あんしんケアセンター<br>東千葉                | ☎ 043-216-2131<br>FAX 043-216-2132 | 院内、春日、要町、汐見丘町、<br>新千葉、椿森、道場北町、道場北、<br>登戸、東千葉、弁天、松波、祐光                                     |
|     | 〒260-0017<br>中央区要町 16-12             |                                    |                                                                                           |
|     | ②千葉市あんしんケアセンター<br>中央                 | ☎ 043-216-2121<br>FAX 043-216-2211 | 旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、<br>新田町、新町、神明町、千葉港、中央、<br>中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、<br>問屋町、東本町、富士見、本千葉町、<br>本町、都町 |
|     | 〒260-0027<br>中央区新田町 7-5 石出ビル 1 階 B 室 |                                    |                                                                                           |
|     | ③千葉市あんしんケアセンター<br>千葉寺                | ☎ 043-263-3066<br>FAX 043-263-3077 | 青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、<br>葛城、寒川町、末広、千葉寺町、<br>長洲、港町、矢作町                                           |
|     | 〒260-0844<br>中央区千葉寺町 207-23 富岡ビル 1 階 |                                    |                                                                                           |

# 千葉市あんしんケアセンター

※業務時間：月～土曜日9～17時（日曜日、祝日及び年末年始を除く） ※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

|      | 名称・所在地                                                                      | 連絡先                                | 担当地域                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央区  | ④千葉市あんしんケアセンター<br>松ケ丘<br>〒260-0808<br>中央区星久喜町 1162-71                       | ☎ 043-420-8325<br>FAX 043-264-8655 | 赤井町、今井町、今井、鶴の森町、<br>大森町、川崎町、白旗、蘇我町、<br>蘇我、大蔵寺町、川戸町、仁戸名町、<br>花輪町、星久喜町、松ケ丘町、<br>南町、宮崎、宮崎町、若草 |
|      | ④千葉市あんしんケアセンター<br>松ケ丘 白旗出張所<br>〒260-0841<br>中央区白旗 2-18-12                   | ☎ 043-308-9811<br>FAX 043-265-8111 |                                                                                            |
|      | ⑤千葉市あんしんケアセンター<br>浜野<br>〒260-0824<br>中央区浜野町 891                             | ☎ 043-305-0102<br>FAX 043-305-0108 | 生実町、塩田町、新浜町、浜野町、<br>南生実町、村田町                                                               |
|      | ①千葉市あんしんケアセンター<br>こてはし台<br>〒262-0005<br>花見川区こてはし台 5-1-16                    | ☎ 043-258-8750<br>FAX 043-258-8751 | 内山町、宇那谷町、柏井町、<br>柏井 4 丁目、こてはし台、大日町、<br>み春野、横戸町、横戸台                                         |
|      | ②千葉市あんしんケアセンター<br>花見川<br>〒262-0046<br>花見川区花見川 3-19-105                      | ☎ 043-250-1701<br>FAX 043-250-1703 | 天戸町、柏井 1 丁目、作新台、<br>長作町、長作台、花島町、花見川                                                        |
| 花見川区 | ③千葉市あんしんケアセンター<br>さつきが丘<br>〒262-0014<br>花見川区さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 106 号 | ☎ 043-307-3225<br>FAX 043-307-3226 | 横橋町、さつきが丘、三角町、<br>千種町、宮野木台 2 ～ 4 丁目                                                        |
|      | ④千葉市あんしんケアセンター<br>にれの木台<br>〒262-0019<br>花見川区朝日ヶ丘 2-1-7-2                    | ☎ 043-445-8012<br>FAX 043-445-8013 | 朝日ヶ丘 1 ～ 3 丁目・5 丁目、<br>西小中台、畑町、宮野木台 1 丁目                                                   |
|      | ⑤千葉市あんしんケアセンター<br>花園<br>〒262-0025<br>花見川区花園 2-8-24                          | ☎ 043-216-2610<br>FAX 043-216-2618 | 朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘 4 丁目、<br>検見川町、浪花町、花園町、花園、<br>南花園、瑞穂                                             |
|      | ⑥千葉市あんしんケアセンター<br>幕張<br>〒262-0032<br>花見川区幕張町 5-460-1                        | ☎ 043-212-7300<br>FAX 043-212-7330 | 武石町、幕張町、幕張本郷                                                                               |
|      | ①千葉市あんしんケアセンター<br>山王<br>〒263-0002<br>稲毛区山王町 162-1                           | ☎ 043-304-7740<br>FAX 043-304-7743 | 柏台、小中台町、小深町、山王町、<br>長沼町、長沼原町、六方町、<br>宮野木町                                                  |
| 稲毛区  | ①千葉市あんしんケアセンター<br>山王 宮野木出張所<br>〒263-0054<br>稲毛区宮野木町 1730-66                 | ☎ 043-307-9010<br>FAX 043-307-9011 |                                                                                            |
|      | ②千葉市あんしんケアセンター<br>園生<br>〒263-0051<br>稲毛区園生町 470-1-101                       | ☎ 043-306-6881<br>FAX 043-306-6882 | あやめ台、園生町                                                                                   |

※業務時間：月～土曜日9～17時（日曜日、祝日及び年末年始を除く） ※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

|     | 名称・所在地                                          | 連絡先                                | 担当地域                                                                                                      |
|-----|-------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 稲毛区 | ③千葉市あんしんケアセンター<br>天台                            | ☎ 043-284-6811<br>FAX 043-284-6866 | 作草部町、作草部、千草台、<br>天台町、天台、萩台町                                                                               |
|     | 〒263-0016<br>稲毛区天台 4-1-16                       |                                    |                                                                                                           |
|     | ④千葉市あんしんケアセンター<br>小仲台                           | ☎ 043-307-5780<br>FAX 043-307-5781 | 穴川町、穴川、小仲台、轟町、<br>弥生町                                                                                     |
|     | 〒263-0043<br>稲毛区小仲台 2-10-8 IKビル小仲台 2 階          |                                    |                                                                                                           |
|     | ⑤千葉市あんしんケアセンター<br>稲毛                            | ☎ 043-216-2831<br>FAX 043-216-2832 | 稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、<br>稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町                                                                         |
| 若葉区 | 〒263-0031<br>稲毛区稲毛東 3-6-28                      |                                    |                                                                                                           |
|     | ①千葉市あんしんケアセンター<br>みつわ台                          | ☎ 043-290-0120<br>FAX 043-290-0122 | 愛生町、高品町、殿台町、原町、<br>東寺山町、みつわ台、源町                                                                           |
|     | 〒264-0032<br>若葉区みつわ台 3-16-4-105                 |                                    |                                                                                                           |
|     | ②千葉市あんしんケアセンター<br>都賀                            | ☎ 043-312-5110<br>FAX 043-312-5121 | 都賀、都賀の台、西都賀、若松町、<br>若松台                                                                                   |
|     | 〒264-0025<br>若葉区都賀 2-10-1 第3都賀プラザビル 2 階         |                                    |                                                                                                           |
|     | ③千葉市あんしんケアセンター<br>桜木                            | ☎ 043-214-1841<br>FAX 043-214-8787 | 貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、<br>桜木北                                                                                    |
|     | 〒264-0020<br>若葉区貝塚 2-21-19                      |                                    |                                                                                                           |
|     | ④千葉市あんしんケアセンター<br>千城台                           | ☎ 043-236-7400<br>FAX 043-236-7401 | 大井戸町、大草町、太田町、小倉町、<br>小倉台、御成台、小間子町、金親町、<br>上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、<br>下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、<br>千城台東、千城台南、富田町、谷当町 |
|     | 〒264-0005<br>若葉区千城台北 3-21-1 イコアス千城台 2 階         |                                    |                                                                                                           |
|     | ⑤千葉市あんしんケアセンター<br>大宮台                           | ☎ 043-208-1212<br>FAX 043-208-1214 | 五十土町、和泉町、大広町、大宮町、<br>大宮台、川井町、北大宮台、<br>北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、<br>多部田町、中田町、中野町、野呂町                               |
| 緑区  | 〒264-0015<br>若葉区大宮台 2-1-2-102                   |                                    |                                                                                                           |
|     | ①千葉市あんしんケアセンター<br>鎌取                            | ☎ 043-293-6911<br>FAX 043-293-6912 | 大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、<br>おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、<br>小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、<br>東山科町、平山町、古市場町、辺田町、<br>茂呂町        |
|     | 〒266-0031<br>緑区おゆみ野 3-16-1 ゆみ〜る鎌取ショッピングセンター 5 階 |                                    |                                                                                                           |
|     | ②千葉市あんしんケアセンター<br>誉田                            | ☎ 043-300-4855<br>FAX 043-292-8262 | 大膳野町、高田町、平川町、誉田町                                                                                          |
|     | 〒266-0003<br>緑区高田町 1084-88                      |                                    |                                                                                                           |
|     | ③千葉市あんしんケアセンター<br>土気                            | ☎ 043-295-0110<br>FAX 043-205-5050 | あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、<br>大木戸町、大椎町、大高町、大野台、<br>越智町、小山町、上大和田町、<br>下大和田町、高津戸町、土気町、<br>小食土町                       |
|     | 〒267-0066<br>緑区あすみが丘 1-20-1 パーズモール C 棟 1 階      |                                    |                                                                                                           |
|     | ③千葉市あんしんケアセンター<br>土気 あすみが丘出張所                   | ☎ 043-205-5000<br>FAX 043-205-5001 |                                                                                                           |
|     | 〒267-0066<br>緑区あすみが丘 6-34-4 102 号               |                                    |                                                                                                           |

## 千葉市あんしんケアセンター

※業務時間：月～土曜日9～17時（日曜日、祝日及び年末年始を除く） ※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

|             | 名称・所在地                                                          | 連絡先                                | 担当地域                                            |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 美<br>浜<br>区 | ①千葉市あんしんケアセンター<br>真砂<br>〒261-0011<br>美浜区真砂4-1-10 ショッピングセンターピア3階 | ☎ 043-278-0111<br>FAX 043-278-0115 | 中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、<br>若葉                          |
|             | ②千葉市あんしんケアセンター<br>磯辺<br>〒261-0012<br>美浜区磯辺2-6-6 磯辺ウエルズ21 B号室    | ☎ 043-445-8440<br>FAX 043-445-8447 | 磯辺、打瀬、高浜5～6丁目、<br>豊砂、中瀬2丁目、浜田、<br>ひび野2丁目、幕張西、美浜 |
|             | ②千葉市あんしんケアセンター<br>磯辺 浜田出張所<br>〒261-0025<br>美浜区浜田2-38 幕張ビル403号室  | ☎ 043-441-7410<br>FAX 043-441-7415 |                                                 |
|             | ③千葉市あんしんケアセンター<br>高洲<br>〒261-0004<br>美浜区高洲3-23-2 稲毛海岸ビル701号室    | ☎ 043-278-2545<br>FAX 043-278-2547 | 稲毛海岸、高洲、<br>高浜1～4丁目・7丁目                         |
|             | ④千葉市あんしんケアセンター<br>幸町<br>〒261-0001<br>美浜区幸町2-23-1 マルエツ千葉幸町店2階    | ☎ 043-301-5528<br>FAX 043-307-6835 | 幸町、新港                                           |

## コラム 介護離職ゼロを目指して

現在、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いると言われています。介護離職者をなくすためには、必要な介護サービスを確保するとともに、働く環境の改善や家族への支援が必要です。ここでは、仕事と介護の両立のため、育児介護休業法で定められた制度の一部を紹介します。

| 支援制度           | 概 要                                                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護休業制度         | 介護が必要な家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます。また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の67%が支給されます（介護休業給付金）。 |
| 介護休暇制度         | 介護が必要な家族1人につき、1年度に5日（対象家族が2人以上の場合は1年度に10日）まで、1日単位又は時間単位で休暇を取得することができます。                                 |
| 所定外労働の制限（残業免除） | 介護が終了するまで、残業の免除を勤務先に申し出ることができます。                                                                        |

※法律の詳細については、千葉労働局雇用環境・均等室にご相談ください。  
 ※勤務先の制度については、勤務先の人事・総務担当にご相談ください。

# 介護保険の保険料

## 令和4年度の保険料

- 高齢化の進展に伴い、保険給付費等が増加し（保険料の推計参照）、保険料が上昇することが見込まれています。保険料の上昇をできる限り抑制するため、介護給付準備基金を活用するとともに、所得段階を13段階とし、所得に応じた保険料を設定しました。
- 令和元年10月の消費税率引上げに伴う、第1段階から第3段階の保険料軽減については、継続します。
- 平成30年度税制改正の影響により、第1段階から第5段階における「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」、第6段階から第13段階における「合計所得金額」の所得指標の見直しが行われました。（詳細は次頁をご覧ください。）

| 保険料段階        | 対象となる方                |                                                        | 保険料率  | 月額保険料※1 | 年額保険料※2  |
|--------------|-----------------------|--------------------------------------------------------|-------|---------|----------|
| 第1段階         | 本人が<br>市民税非課税の方       | 老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 | ×0.3  | 1,620円  | 19,440円  |
| 第2段階         |                       | 本人の「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」※3の合計額が80万円以下の方等              | ×0.4  | 2,160円  | 25,920円  |
| 第3段階         |                       | 本人の「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等       | ×0.7  | 3,780円  | 45,360円  |
| 第4段階         | 本人が<br>市民税課税<br>者がある方 | 上記第1・2段階以外の方、転入等により世帯の課税状況などが把握できない方等※4                | ×0.9  | 4,860円  | 58,320円  |
| 第5段階<br>(基準) |                       | 本人の「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方等                | ×1.0  | 5,400円  | 64,800円  |
| 第6段階         | 本人が<br>市民税課税          | 上記以外の方等                                                | ×1.05 | 5,670円  | 68,040円  |
| 第7段階         |                       | 本人の「合計所得金額」※3が80万円未満の方等                                | ×1.1  | 5,940円  | 71,280円  |
| 第8段階         |                       | 本人の「合計所得金額」が80万円以上125万円未満の方等                           | ×1.25 | 6,750円  | 81,000円  |
| 第9段階         |                       | 本人の「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方等                          | ×1.5  | 8,100円  | 97,200円  |
| 第10段階        |                       | 本人の「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方等                          | ×1.75 | 9,450円  | 113,400円 |
| 第11段階        |                       | 本人の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方等                          | ×2.0  | 10,800円 | 129,600円 |
| 第12段階        |                       | 本人の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方等                          | ×2.25 | 12,150円 | 145,800円 |
| 第13段階        |                       | 本人の「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方等                          | ×2.4  | 12,960円 | 155,520円 |

※1 月額保険料額は、年間保険料を12で割った額であり、実際の納付額とは異なります。

※2 各段階の年額保険料は、第5段階（基準年額保険料）に各段階の保険料率を乗じた額です。

※3 ・第1から第5段階の判定には、年金収入に係る所得を控除した額（その他の「合計所得金額」）を用います。また、給与所得や所得金額調整控除の有無により、算出方法が異なります。

・第1段階から第13段階の判定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金額」とは異なります。

上記2点についての詳細は次頁をご覧ください。

※4 千葉市に転入されるなどにより、被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。なお、確定後に保険料段階に変更がある場合は変更通知書でお知らせします。

## ● 保険料段階の決定について

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、本人の前年の所得、本人及び世帯員の課税状況により個人ごとに決定します。決定した介護保険料額は6月中旬ころ「介護保険料決定通知書」でお知らせします。なお、新型コロナウイルス対策として、個人市民税の申告期間が延長された影響により、延長期間に税の申告をされた場合は、6月発送の「介護保険料決定通知書」に申告内容が反映されていない場合があります。該当者へは、申告内容が反映され次第、改めて「変更通知書」を郵送します。

### 所得段階の判定に用いる所得指標について

#### 第1段階～第5段階

- 「課税年金収入額」…国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる年金収入の合計額です。（詳細は次頁に掲載しています。）
- その他の「合計所得金額」…「合計所得金額」から課税年金収入額に係る所得（雑所得）を控除した額です。（年金以外の（合計）所得）

#### 第1段階～第13段階

- 「合計所得金額」…保険料段階の判定には、合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（以下の（1）～（8））を控除して得た額を用います。

- (1) 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- (6) 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- (7) 令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地を譲渡した場合の100万円(最大)
- (8) 上記の(1)～(7)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

### 令和3年度の保険料より所得指標が見直されました！！

平成30年度税制改正により、令和2年分以後の所得税等について給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられました。（詳細は次頁をご覧ください。）この改正により、以前と同じ収入であっても保険料の負担が増加しないように令和3年度より所得指標の見直しが行われました。

#### 第1段階～第5段階における「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」について

##### ●所得金額調整控除（※1）の適用がある場合

その他の「合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除した額を用います（※2）。

##### ●所得金額調整控除（※1）の適用がない場合

その他の「合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額を用います（※2）。

#### 第6段階～第13段階における「合計所得金額」について

合計所得金額に給与所得又は課税年金収入額に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得の金額又は課税年金収入額に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います（※2）。

※1 所得金額調整控除②の適用です。詳細は次頁に掲載しています。

※2 控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。



## ～知っておくと便利、所得って？～

| 合計所得金額 |                  |      |
|--------|------------------|------|
| 総所得金額等 |                  | 繰越控除 |
| 課税所得金額 | 分離課税の特別控除および所得控除 |      |

### ① 合計所得金額とは

①～④の合計額（繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額）

- ①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得\*の合計額（損益通算後の金額）
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額
- ③退職所得金額、山林所得金額
- ④分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の金額

\*収入が公的年金等のみの場合は、公的年金控除額を差し引いた残額が雑所得となります。

\*保険料段階賦課決定の基準となる合計所得金額（前年1月～12月）は、6月に送付する保険料の決定通知書に記載されています。

### ② 総所得金額等とは

合計所得金額から繰越控除の適用後の額 ※分離課税の所得がない場合は、「総所得金額」となります。

（繰越控除について）

- ①純損失や雑損失の繰越控除
- ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

### ③ 課税所得金額とは

総所得金額等から所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除など）を差し引いた額

※分離課税の所得がある場合は、特別控除の適用後の額を含めます。

### ④ 課税年金収入とは

主に①～③に掲げる公的年金等の収入総額

- ①国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金（非課税のものを除く）
- ②過去の勤務により会社などから支払われる年金
- ③外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で①に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

### ⑤ 所得金額調整控除とは

令和2年分以後の所得税等において、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。それに伴い、下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されることとなります。

**所得金額調整控除①**（給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合）

- (1)特別障害者に該当する
- (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10

**所得金額調整控除②**（給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合）

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円

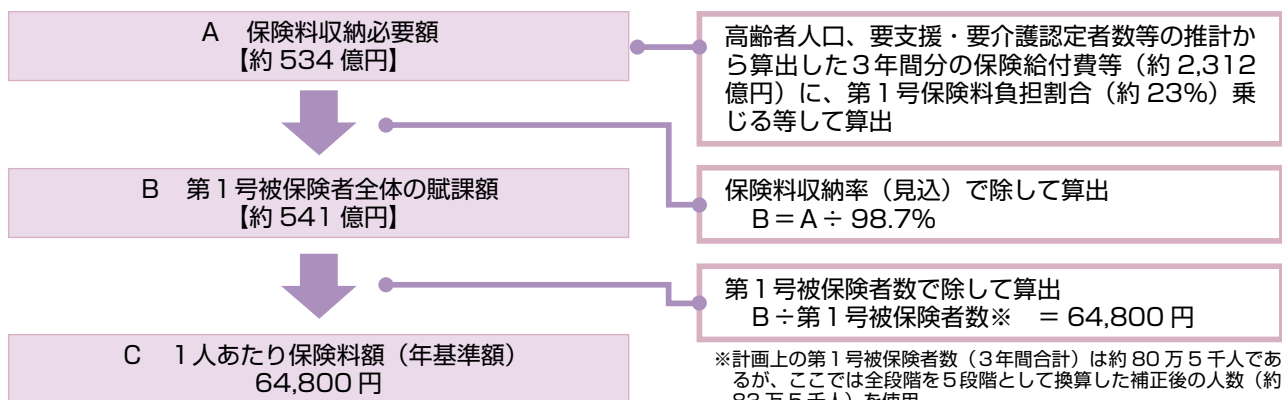
このコラムについて、ご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。

●東部市税事務所市民税課(043-233-8140) ●西部市税事務所市民税課(043-270-3140)

## ● 介護保険料の推計の流れ

### 【基本的な考え方】

介護保険料は、介護保険法施行令第38条第2項により、介護保険事業計画の計画期間（3年）毎に、保険料収納必要額を保険料収納率で除して得た額を第1号被保険者数で除して得た額を基準額として算定します。



## 納め方

### 1. 特別徴収（年金天引き）

対象者：年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方

方 法：年金からの天引き（老齢福祉年金からは天引きされません）

回 数：年6回

その他：前年の所得が確定する6月以降でないと保険料が決まらないため、4月、6月は、基本的に前年度2月分と同額の保険料を仮に決めた保険料として納めます（仮徴収）。

### 2. 普通徴収（口座振替や納付書払い）

対象者：年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方

方 法：口座振替

スマホ決済

納付書で支払い（コンビニエンスストア、銀行ATM、インターネットバンキングなどのマルチペイメントに対応しています。）

回 数：年10回

その他：口座振替の方は、納期限の日（原則6月～翌年3月の末日）に銀行などの口座から引き落とされます。納付書の方は、決定通知書と併せて郵送する納付書でお支払いください。

※市外転出の手続きをしたり（年金保険者にのみ届出をした場合を含む）、保険料が年度途中で減額になった場合等は、特別徴収が普通徴収に変わります。また、年度途中で増額となった場合は、特別徴収と併せて増額分を普通徴収で納めていただきます。

## で注意

保険料を納めないでいると、納期限からの経過期間に応じて、延滞金がかかります。また、**介護サービスを利用する際に、利用したサービスの費用をいったん全額支払うようになり、自己負担割合が引き上げられたりします（給付制限。「介護保険被保険者証」に記載されます）**。なお、介護保険料は原則として納期限から2年経過すると納めることができなくなりますので、ご注意ください。

## 保険料の減免制度

### ●災害などの特別な事情による減免

災害による損害、収入の著しい減少、拘禁等の場合は、申請により保険料が減免されます。

＜対象者＞以下の①～③に該当される場合、申請していただくことにより、最長で1年間、保険料額を1/2又は全額減免します。

①災害により、「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた方

②「世帯の生計をおもに維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止などにより、その後1年間の収入が著しく減少する見込みの方（自己都合による退職や定年退職は含みません。）

③刑事施設等に1か月以上収容された方

### ●低所得者に対する本市独自の減免

保険料段階が第2・3段階の方で、収入や資産などの状況が以下の基準①～③のすべてに該当する場合、申請により保険料が減免されます。

①収 入 世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下、3人以上の世帯は1人増えるごとに50万円を加算した金額以下となっている場合

②扶 養 世帯を別にする方の扶養を受けていない

③資 産 世帯の預貯金等が1人世帯で350万円以下

※以下1人増えるごとに100万円を加算。居住用や世帯の収入を得るため以外に、土地や家屋を所有していない

※上記の他、東日本大震災により被災した方の減免制度、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の減税制度もあります。要件、申請方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

## 年間払い込み額の通知

前年1年間（1月～12月）に納めた介護保険料のうち、普通徴収分の額を記載した「介護保険料納入済通知書」を毎年1月下旬に送付します。特別徴収分の額については、日本年金機構等発行の源泉徴収票でご確認ください（特別徴収対象年金が非課税年金の方は、別途ご連絡ください）。

なお、介護保険料は確定申告や還付申告、住民税申告の際に社会保険料控除として申告することができます（証明書の添付は必要ありません）。

## 年度途中で65歳になった方などの年金天引き開始時期

年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の方は原則、介護保険料が年金天引きされますが、市と年金保険者の調整が整うまでの6か月～1年程度の間、年金天引きは開始されません。

年金天引きが開始されるまでは、口座振替や納付書で介護保険料をお支払いください。

### 【年金支給開始月と天引き開始月の関係】

#### 年金の支給開始月

2月  
4月  
6月・8月・10月  
12月

#### 天引き開始月(目安)

8月から  
10月から  
翌年 4月から  
翌年 6月から

※上記関係はあくまで目安です。何らかの事由により年金保険者からの通知が遅れた場合は、天引き開始が遅れる場合があります。

## 40歳から64歳までの方(第2号被保険者の保険料)

保険料の算定方法は、健康保険、共済組合、国民健康保険など加入している医療保険により異なります。

| 加入している医療保険 | 職場の医療保険<br>(健康保険や共済組合など)                                             | 国民健康保険                                         |
|------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 保険料の計算     | 各医療保険ごとに給料の額などに応じて計算されます。原則として、事業主が半分負担します。                          | 第2号被保険者の所得、その世帯の第2号被保険者の人数などにもとづき、世帯ごとに計算されます。 |
| 保険料の納め方    | 加入している医療保険の保険料と合わせて、給与などから天引きされます。40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要がありません。 | 国民健康保険の保険料と合わせて世帯主が納めます。                       |
| 問い合わせ先     | 加入している医療保険者                                                          | 市民総合窓口課                                        |

## 国民健康保険に加入している方が年度途中で65歳以上になった場合は??

65歳になった年度は、64歳までの国民健康保険の介護分保険料と65歳からの介護保険料をそれぞれ納めますが、二重払いにならないよう調整されています。

国民健康保険の介護分保険料は、誕生月の前月(※誕生月が各月の1日の方は誕生月の前々月)までの保険料を計算し、1年間を通じて納期ごとに振り分けます。介護保険料は誕生月(※誕生日が各月の1日の方は誕生月の前月)からの保険料を計算し、誕生月の翌月(※誕生日が各月の1日の方は誕生月)から年度末までの納期ごとに振り分けます。誕生月を基にそれぞれ保険料を計算しますので、納期の重複はありますが、保険料の二重払いではありません。

※介護保険では、65歳の誕生日の前日に第1号被保険者となるため。

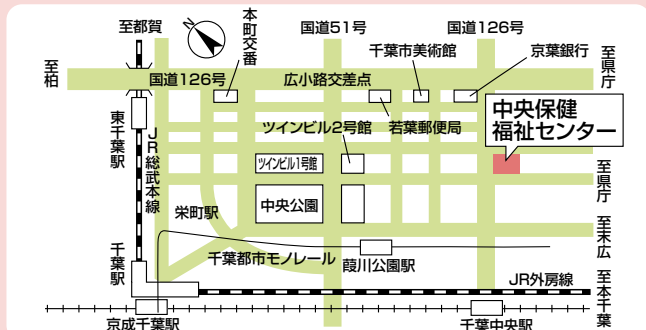
- (例)10月1日生まれの方 ▶ 介護保険料は9月分から計算します。  
▶ 国民健康保険の介護分保険料は、8月分まで計算します。

# 要介護認定の申請や介護保険に関する問い合わせ

## 各区高齢障害支援課介護保険室の案内図

### 中央区

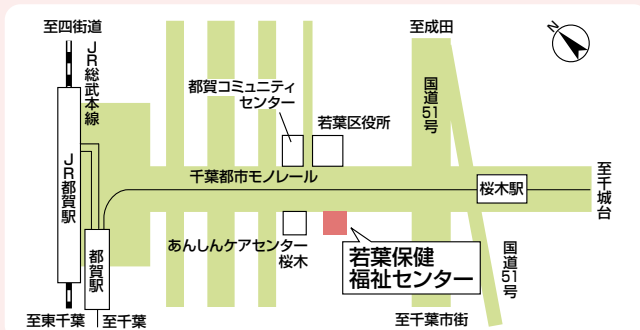
〒260-8511 中央区中央4-5-1 (Qiball(きぼーる)13階)  
中央保健福祉センター内  
☎043-221-2198 FAX043-221-2602



○交通:モノレール「葭川公園駅」下車徒歩4分

### 若葉区

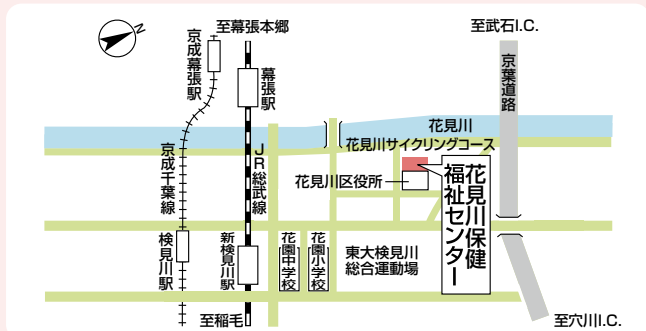
〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 (若葉保健福祉センター1階)  
☎043-233-8264 FAX043-233-8251



○交通:バス停「若葉区役所」下車徒歩1分/JR「都賀駅」下車徒歩10分

### 花見川区

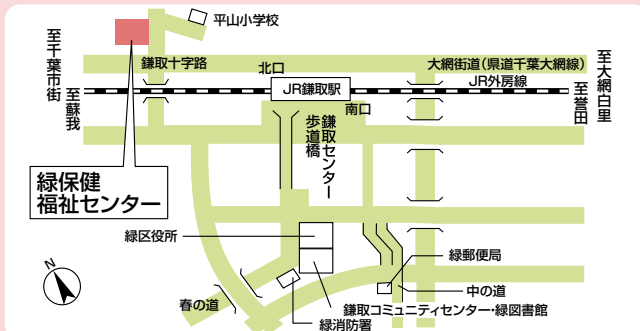
〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 (花見川保健福祉センター1階)  
☎043-275-6401 FAX043-275-6317



○交通:バス停「花見川区役所」下車徒歩1分

### 緑区

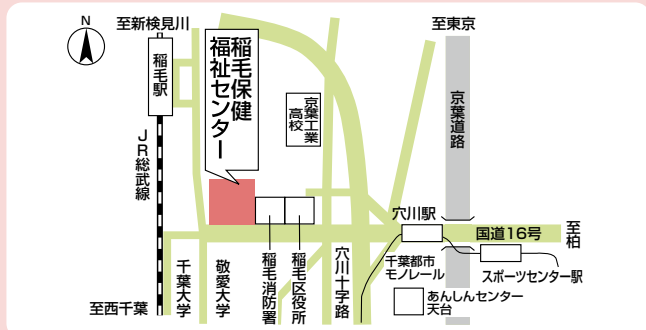
〒266-8550 緑区鎌取町226-1 (緑保健福祉センター1階)  
☎043-292-9491 FAX043-292-8276



○交通:バス停「鎌取市営住宅」下車徒歩1分/JR「鎌取駅」下車徒歩8分

### 稲毛区

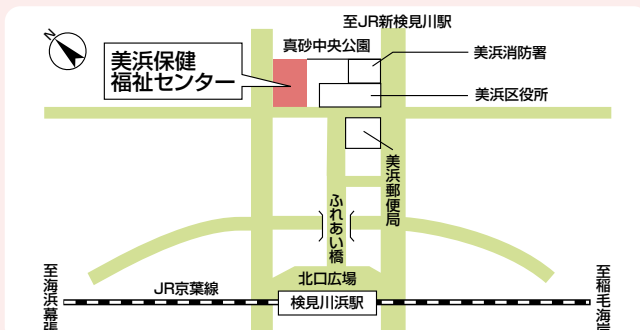
〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 (稲毛保健福祉センター1階)  
☎043-284-6242 FAX043-284-6193



○交通:バス停「稲毛区役所」下車徒歩1分

### 美浜区

〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 (美浜保健福祉センター1階)  
☎043-270-4073 FAX043-270-3281



○交通:JR「検見川浜駅」下車徒歩8分

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課  
TEL.043-245-5061・5064  
FAX.043-245-5623  
Eメール: kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp  
ホームページ: <http://www.city.chiba.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/>

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課  
TEL.043-245-5062・5068・5256  
FAX.043-245-5621  
Eメール: kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp